

第 1 号

1 2 月 5 日 (月)

平成28年第5回氷川町議会定例会会議録（第1号）

平成28年12月5日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程（第1日目）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

追加日程第1 発議第10号 松田達之議員及び清田一敏議員に対する議員辞職勧告決議案について

追加日程第2 請願第 8号 氷川町議会永田義昭議長の不信任に関する請願書

追加日程第3 請願第 9号 氷川町議会永田義昭議長の不信任に関する請願書

追加日程第4 発議第11号 氷川町議会永田義昭議長の不信任決議案について

追加日程第5 発議第12号 道路交通法違反に伴う事実確認を求める特別調査委員会の設置に関する決議について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 河 口 涼 一	2番 清 田 一 敏
3番 長 尾 憲二郎	4番 上 田 俊 孝
5番 江 寄 悟	6番 三 浦 賢 治
7番 松 田 達 之	8番 片 山 裕 治
9番 米 村 洋	10番 笠 原 良 一
11番 上 田 健 一	12番 永 田 義 昭

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 草 野 信 一 書 記 河 野 香 織

6. 説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本一臣	副町長	平逸郎
教育長	太田篤洋	総務課長	陳野信次
企画財政課長	森田寿也	税務課長	岩本博美
町民環境課長	野田俊明	健康福祉課長	増永光幸
農業振興課長	尾村幸俊	農地整備課長	前田昭雄
建設下水道課長	前崎誠	総務振興課長	木本栄一
商工観光課長	西田美子	会計管理者	濤岡美智代
学校教育課長	稲田和也	生涯学習課長	沖村眞一
農業委員会事務局長	星田達也		

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成28年第5回氷川町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（永田義昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、7番、松田達之君、8番、片山裕治君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（永田義昭君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月9日までの5日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月9日までの5日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（永田義昭君） 日程第3、諸般の報告を行います。

今回受理した請願・陳情等はお手元に配りました請願・陳情等一覧表のとおりです。これについては資料を配付します。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検、評価の報告書が提出されていますので報告します。

次に、例月出納現金検査が実施され、その報告書が提出されていますので報告します。なお、報告書は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

次に、八代広域行政事務組合議会平成28年10月定例会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。なお、この会議録は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

次に、平成28年第1回八代生活環境事務組合議会定例会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。なお、この会議録は議会事務局に保管してあり

ますので、ご自由に閲覧願います。

次に、平成28年10月13日に熊本県町村議会議員研修会が菊陽町で開催され、10名の議員が出席しましたので報告します。

次に、平成28年10月24日に熊本県町村議会議長会理事会在熊本市で開催され、議長が出席しましたので報告します。

次に、平成28年11月9日に第60回町村議会議長全国大会が東京で開催され、議長が出席しましたので報告します。

次に、議員派遣の結果になりますが、平成28年11月14日から16日まで東京都及び新潟県において政府要望等と震災復興に向けた研修を議員8名、藤本町長の同行のもとで実施しました。それらの概要は総務省に2件、氷川町において議題となっています防災行政無線システム整備事業及び地区防災計画策定に関わる補助制度の新設については、災害に強い安心安全なまちづくりの実現に向けた財政支援の要望を、総務省消防庁国民保護・防災部長に行いました。

次に、合併特例事業債の発行期間の特例措置については、熊本地震被災地への財政支援としてさらに延長するように、自治行政局市町村課にそれぞれ説明し、要望書を提出しました。また、農林水産省に1件2項目、農業農村整備事業の推進について湛水防除事業の推進として予算の確保、被災復旧に向けた海岸堤防の機能強化の必要性を農林水産省農村振興局長や部長・課長に説明した上で、要望書を提出してまいりました。

また15日は、新潟県長岡市山古志において平成16年10月23日に発生した中越大震災後の復旧復興への取り組みについて、山古志支所地域振興課職員により、「仮設住宅は原則2年となっているが道路復旧に2年かかり、1年間延長し3年間使用となった。住宅はすべてみなし全壊となった。地区の産業への支援としては、復興基金の助成事業を活用した。公営住宅がなかったが、震災後9団地35戸を建設した。被災した700戸のうち、100戸は新築された」と説明を受けました。

次に、「やまこし復興交流館おらたる」の施設説明を受けたのちバスで移動し、被災箇所や復興住宅等を視察しました。特に住宅は積雪対策のため、1階はコンクリートの基礎が高く車庫や倉庫として、2階・3階が住居となっていました。また、水没した住宅は保存に向けて整備中でありました。

また16日には、長岡市民防災公園と長岡震災アーカイブセンターを視察し、大変参考になりましたので報告します。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（永田義昭君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆様、おはようございます。二十四節気の1つ大雪を目前に控えて、日増しに寒くなっておりますけれども、皆様方には日々ご活躍のこととお喜びを申し上げます。

本日は平成28年第5回氷川町議会定例会を招集をいたしましたところ、皆様方には年末の大変お忙しい中にお練り合わせご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また日頃より町政の運営につきましても、ご支援とご協力を賜っております。心より感謝とお礼を申し上げる次第であります。

平成28年度も8カ月を経過をいたしました。ここで主な事業の進捗状況につきまして、ご報告をさせていただきます。

まずは熊本震災に対する復興対応の状況を報告をいたします。直近の罹災証明発行件数が全壊36件、大規模半壊27件、半壊162件、一部損壊752件、合計の977件であります。公費解体の申請件数棟数が300棟を超えております。うち、解体が完了いたしました棟数は住家で29棟、空き家6棟、納屋・倉庫で63棟、合計98棟が既に解体が完了いたしております。

仮置き場につきましては、整地がほぼ終了をいたしました。今後、目隠しフェンス及び管理棟の設置後、供用開始という運びになります。早期に解体に着手できるよう努力をしてみたいと思います。

農業用施設及び機械器具の復旧につきましては、熊本地震被災農業者向け経営体育成事業で取り組むことといたしております。直近の申請件数が、農業倉庫の再建及び修繕で126件、農業用ハウス再建12件、農業機械取得及び修繕44件、合計の182件の申請があっております。

氷川町地域防災計画の地区別計画作成にあたりましては、現在10地区で作業を進めております。年度末までに計画を策定をいたします。今後は年度計画によりまして、全地区での策定を目指してまいります。デジタル式防災行政無線への更新を含む防災情報システム設計業務も順調に作業が進んでいるところであります。

鏡消防署氷川分署建設事業につきましても、八代広域行政事務組合と連携を図り、現在造成工事に着手をしております。工事も順調に進捗をしているところでございます。

地方創生事業では、地方創生加速化交付金を活用いたしまして、氷川町移住・定

住促進プログラム事業を実施をいたしております。地域リーダー育成塾の開校、大学との連携、PR動画、パンフレットの作成及び大都市圏での移住・定住イベントに参加をいたしております。

在宅医療、介護の連携推進を図るため、地域包括ケアシステムの構築に向け、八代市医師会、八代郡医師会、八代市との連携協定を締結をし、熊本県を含めた5者により協議を進めております。あわせて、住民講演会を開催するなど、地域住民の皆様への周知・啓発活動もあわせて行っているところであります。

小中学校へのICT機器導入も本年度分の導入が完了し、既に学校現場で活用いただいております。それぞれの学習支援に役立っているものと思っております。

小学校部活動の社会体育への移行につきましても、昨年度から氷川町小学校運動部活動社会体育移行準備委員会により協議を進め、本年度から同検討委員会及び氷川町運動環境整備会議を設置をし、社会体育への移行に向けたより具体的な検討を進めているところであります。

農業基盤整備事業につきましても、島地地区排水路改修工事及び暗渠排水客土区画拡大工事も順調に進捗をいたしております。

竜北地区の農業排水対策につきましては、県営土地改良事業として着手をされておりまして、年度末までに一部の導水路の改修が見込まれております。

公共下水道事業につきましても要望額どおりの補助金の配分があり、計画より若干遅れておりました工事につきましても補完することができております。また、宮原処理区の八代北部流域下水道への編入を見据えた維持管理計画策定業務も順調に進んでいるところであります。

合併前からの懸案でありました大野交差点の改良につきましては、熊本県が実施主体となり今年度から一部工事に着手をされておりまして、

同じく長年の懸案でありました島崎川の国道3号暗渠の改修につきましても、国土交通省熊本工事事務所が実施主体となり、本年度末までに改修を完了されるということでもあります。したがって、次年度以降に下流部を熊本県が上流部を氷川町が河川及び道路の改修を行うこととなります。

空き家対策事業につきましても積極的に取り組んでおりまして、空き家バンク登録に向け町単独補助金を活用して改修6件、家財撤去3件の実績を上げております。

11月9日から上京をし全国町村長大会をはじめ各分野の全国大会に参加、各種決議を採択をし、各省庁へ要望活動を行いました。

また先ほど議長より報告がありまして、11月14日には議員の皆様方とともに県選出の衆参の議員の皆様をはじめ、総務省及び農林水産省への要望を行い

ましたが、次年度につながる活動ができたと思っております。

翌15日には、中越地震で被災をされました旧中古志村を視察をいたしました。特に感じましたのは、震災復興基金の活用につきましてそれぞれの自治体に応じた活用をされたというお話を聞きまして、我が熊本県のこの復興基金の活用につきましても氷川町に必要な事業につきましては、しっかりと要望してまいりたいと思っております。

T P P法案の成立、年金法の改正など今、国の政策が著しく改革をいたしております。今後とも国勢の状況及び国策の方針等を的確に捉え、町政の推進に活用するとともに議員各位をはじめ町民の皆様方の英知を結集し、課題解決に向けて粘り強くかつ着実に町政運営を進めてまいりたいと考えおりますので、今後ともご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

以上、開会のご挨拶並びに平成28年度の主要事業の進捗状況の報告とさせていただきます。

○議長（永田義昭君） これで行政報告を終わります。

-----○-----

○3番（長尾憲二郎君） 議長、動議。

○議長（永田義昭君） ただいま、長尾憲二郎君から松田達之議員及び清田一敏議員に対する議員辞職勧告決議案の動議が提出されました。この動議は1人以上の賛成者がありますので成立しました。

お諮りします。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議はありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

ただいまから議案作成のため、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時17分

再開 午前10時28分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

追加日程第 1 発議第 10 号 松田達之議員及び清田一敏議員に対する議員辞職勧告
決議案について

○議長（永田義昭君） 追加日程第 1、発議第 10 号、松田達之議員及び清田一敏議員
に対する議員辞職勧告決議案についてを議題とします。

本案件については、地方自治法第 117 条の規定に関わる議員の退席を願いま
す。

[松田達之議員、清田一敏議員 退場]

○9 番（米村 洋君） 議長。結局、議長も江寄議員も退席せんとだめですよ。

○議長（永田義昭君） 今のこれは 2 人の名前できておりますが、ないと思いますけ
ど。いやいや、それはないと思います。

○9 番（米村 洋君） それじゃだめて。利害関係の人間はこれに関連した人間は全部
除斥になるんだから。それをやらなきゃ、全部無効になっちゃうから。

○議長（永田義昭君） もう、議案になっているのは 2 人だと思いますので。

○9 番（米村 洋君） 何の議案ですか。

○議長（永田義昭君） 今の、はい。

○9 番（米村 洋君） じゃあね、辞職勧告決議のこの文面を読んでですよ、文面を読
んでから長尾議員の文面を読んでからですよ、あなたと江寄議員が関係するものだ
ったら二人とも除斥しなきゃだめですよ。

○議長（永田義昭君） 違うと思います。それは。

○9 番（米村 洋君） 違うて。よく読んでごらん。

○4 番（上田俊孝君） 関係しとるて。

○議長（永田義昭君） 私ども 2 人、前、江寄議員と 2 人は前のときあったでしょ。前
のときおったときは、2 人は退席しとんならんですね。

○9 番（米村 洋君） だからね、今、提案理由を、辞職勧告決議の提案理由が出ただ
けだから、これに対しての提案理由を結局長尾議員が朗読したら、何の提案理由な
のかということを精査したら、あなたたちが関係することであれば、あなたたちも
除斥になりますよということですよ。採決に加わることはできませんよ。

○議長（永田義昭君） ここで提出者の説明を求めます。長尾憲二郎君。

○3 番（長尾憲二郎君） 発議第 10 号、氷川町議会議長 永田義昭殿。

提出者、氷川町議会議員 長尾憲二郎。賛成者、氷川町議会議員 上田俊孝、笠
原良一。

松田達之議員と清田一敏議員に対する議員辞職勧告案を、上記の議案を別紙のと
おり地方自治法第 112 条並びに議会規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定によ
り、提出いたします。

松田達之議員及び清田一敏議員の辞職勧告決議案。

本町議会は、松田達之議員及び清田一敏議員に辞職勧告を行う。

以上、決議する。平成28年12月5日。氷川町議会。

理由。

平成28年8月5日、氷川町宮原の桜屋での勉強会の終了後、両議員は永田議員と江寄議員と一緒に、八代市内に行って飲食をしている。

翌日の午前0時頃、某運転手所有の軽自動車の定員が4名と知っていながら、両議員ら4人が乗車したため、運転手を含め5名の乗車となり、道路交通法違反の定員オーバーの状態、八代市内から氷川町まで乗車している。

これは、道路交通法第57条（乗車または積載の制限等）の違反であり、罰則は6カ月以下の懲役または10万円以下の罰金となっている。

両議員は、この違反を知りながら、なぜ乗車したのか。道路交通法違反で検挙されたときは、どのような対処をするつもりだったのか。議員としての職責に対する危機管理が全くなく、議員としての倫理観が欠如している。

両議員は9月議会で、永田議員と江寄議員に対して、辞職勧告決議案を提出されているのに、同乗していた両議員は自ら違反行為をしているにもかかわらず、申し出ることなく知らん顔をしていたことに、議員として到底許されるものではない。

特に、松田議員においては、議会が暫時休憩中の議場内で、「捕まるのは運転手だろうが」と開き直った発言をしている。

このような疑惑を招く軽率な行動によって、両議員が、議会の権威、信用を失墜させることを無視することはできない。

両議員が違反行為に加担したことは、自ら責任を取るべきである。両議員の行動は、議員辞職に値する行為であるのは、明白である。

よって、松田達之議員と清田一敏議員に対し、議員辞職勧告決議案を提出する。これに対して上申書が出ておりますので、引き続き読み上げます。

氷川町議会関係各位殿。平成28年12月5日。

上申書。

今般、平成28年8月5日、永田義昭議員、江寄悟議員、松田達之議員、清田一敏議員4名と私運転手を含め計5名が、八代市内で4名が飲酒をし、私を運転手として呼び、八代市から氷川町まで、軽乗用車で道路交通法違反の定員オーバーで乗車しています。

乗車する際に、松田議員たちから「早よう乗れ乗れ」と、強引に乗車されて、私は違反行為であるが断れず、その言動に圧倒され仕方なく乗車をさせ運転をしてきました。

永田議長は、行動は一緒でしたから軽乗用車と知って乗車したはずですが。
私は断れず乗車させた事を深く反省しております。

氷川町議会に対して、上申書を提出いたします。

平成28年12月5日。住所 八代郡氷川町立神2784-10、氏名 田中照男。

以上です。

○議長（永田義昭君） 説明が終わりました。

先ほど清田一敏君、松田達之君から地方自治法第117条の但し書きの規定によって、会議で発言したいとの申し出がありました。

お諮りします。

この申し出に同意することに、ご異議ありませんか。

○9番（米村 洋君） あのね、議長。あなたは地方自治法を知ってないの。あなたたちは利害関係だから、除斥しなきゃならんでしょ。そしてあなたは副議長と代わってだね、あなたと江寄議員は除斥しなきゃならんでしょ。

○議長（永田義昭君） ちょっと、よかですか。休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時38分

再開 午前10時59分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き、続き会議を開きます。

私と江寄議員は当事者ですので、地方自治法第117条の規定によって退場します。

これより議長の職務を地方自治法第106条の規定により、副議長に行わせませす。

[永田義昭議員、江寄悟議員 退場]

○副議長（上田健一君） 議長が退場されましたので、地方自治法第106条の規定により、議長の職務を私、副議長が行います。

先ほど、提出者の長尾議員より説明は終わっておりますので、ただいま除斥されています松田達之君、清田一敏君から地方自治法第117条の但し書きの規定によって、会議に出席して発言したいとの申し出があります。

お諮りします。

この申し出に同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（上田健一君） 異議なしと認めます。

したがって、松田達之君の申し出に同意することに決定しました。
松田達之君の入場を許可します。

[松田達之議員 入場]

○副議長（上田健一君） 松田達之君の発言を許します。

○7番（松田達之君） 皆さん、こんにちは。松田でございます。

8月の5日ですね、八代市から本当に定員オーバーで乗ってまいりました。本当にご迷惑お掛けしました。今後はですね、また氷川町のため、また町民のために精一杯頑張る所存でございます。本当にご迷惑お掛けしました。すみませんでした。

○9番（米村 洋君） いやいや、ちょっと登壇しとって。質疑等々がある。質疑等々を副議長。

○副議長（上田健一君） 質疑があれば。質疑はありませんか。河口議員。

○1番（河口涼一君） それで、今回の提案理由につきましては9月の議会で論じられたところですのでこれには触れませんが、今回、それに加えて上申書が提出をされています。運転手の上申書なんです、この中に記載されておる内容が私からすると非常に陳腐で、見識を疑うような内容に思われて仕方がありません。具体的に申しますと、2行目から3行目に「私を運転手として呼び」ということで記載がございますが、私が確認したところでは最初から同行されておったと。一緒に八代におられたということで、これがわざわざ4人が八代におられて運転手を呼んだということでしたら。

○副議長（上田健一君） 河口議員、この案件についてですね、ちょっと違うんじゃないかと思しますので。

○1番（河口涼一君） いや、質疑ですから。質問と。

○副議長（上田健一君） 提出者に対する質疑ですよ。それは文書に対するあれですよ。

○1番（河口涼一君） いやいや、ですから提出者にここからお尋ねをしたいところなんです。いいですか。

弁明は、弁明してから退席されるんじゃないですか。あとはもう。弁明だけでしょ。この場は。

○副議長（上田健一君） 河口議員。弁明に対しての聞きたいことがあれば、あれですよ。

○1番（河口涼一君） いやもう、弁明はあくまでも弁明ですから、弁明されたら退席されるというのが筋でしょ。当事者がいない中での議論でしょ。

○副議長（上田健一君） ほかに、ありませんか。米村議員。

○9番（米村 洋君） 松田議員、ただいまね、この長尾議員から辞職勧告決議が提案

されたんですが、この乗車オーバーの謝罪をなされましたが、最初から定員オーバーということを知っていて乗車されたのか。その辺はどうですか。

○副議長（上田健一君） 松田議員。

○7番（松田達之君） この事件に関しましては、もう時間的にやっぱり11時過ぎと思ったですね。それでちょうど、田中氏もですね、やっぱり店に遊びに来ておったわけですたいね。来とったわけですたい。そのかわり田中氏は全然飲まん人間ですね。そしてからちょうど、出たところですね田中氏がおって、私たち4人はですね、その全然定員オーバーということは、その上申書にも書いてあるようにですね、わしが「乗れ、乗れ」て言うたことは覚えはなかです。これは、事実です。

○副議長（上田健一君） 米村議員。

○9番（米村 洋君） あのね、私、あなたに今、質疑しているのは質問しているのはですね、定員オーバーとして乗ったのか乗らないのかと。その田中さんが軽乗用車として乗っている、そのことをあなたは知って、例えば定員乗車オーバーとして乗ったのかということを知っておるわけですよ。だから乗ったら乗った、乗らないなら乗らないということを知らなかったら知らない、知つとるなら知つとるということをはっきり、あなたは説明していただければいいですよ。

○副議長（上田健一君） 松田議員。

○7番（松田達之君） これに関しては、絶対知らなかったです。あとですね、あとで「あらこら、あつたい」というかですね、途中であれしたわけです。

○副議長（上田健一君） 米村議員。

○9番（米村 洋君） あなたは、そのね、そういう虚偽の説明をしたらだめですよ。あとで、どうですか。田中さんは、あなたは付き合いがあるでしょ。軽乗用車ということに乗って、過去にも八代からあなたは乗車しているでしょ。過去にも、ね。

○7番（松田達之君） それは事実です。

○9番（米村 洋君） そのとき、あなたは、何、軽乗用車と知らなかったですか、そのときは。あなたも知っているでしょ。そういう虚偽の説明をしたらだめですよ。今現在、あなたは謝罪したことにおいて、謝罪は謝罪するんだったら謙虚に知っていることははっきり言わなければ、まだ真相を解明しなきゃいかんことはたくさんありますよ、これ。知らなかったって、どういうことですか。再度説明してください。

○副議長（上田健一君） 松田議員。

○7番（松田達之君） これはですね、本当にですね、そらあの時点でですね、やっぱり酔っておってですね、そら何人乗ったか、そら事実わからなかったです。これ

は。それは本当のあれです。

○副議長（上田健一君） 米村議員。

○9番（米村 洋君） じゃあ、あなたはね、今何人乗ったかもわからなかったと。それだけ泥酔していたわけですか。その乗用車に乗ったのか、車に乗ったのか乗らないのかわからない状態で。

○7番（松田達之君） いえいえ、それはですね、それは酔ってはおったばってん、そんなわからないような酔い方じゃなかったですばってん。あとで、途中で「これは定員オーバー」ということわかったわけです。

○9番（米村 洋君） どの辺でわかったんですか。

○7番（松田達之君） は。

○9番（米村 洋君） どこでわかったんですか。

○7番（松田達之君） あれは千丁の手前だったですね。

○副議長（上田健一君） 片山議員。

○8番（片山裕治君） 弁明ですので。弁明が終わりましたので、次、進行をお願いします。

○9番（米村 洋君） ちょっと待って。いい。

○副議長（上田健一君） はい、米村議員。

○9番（米村 洋君） ということは、あなたはね、あとでわかったて。乗車しているときに千丁でわかったということですよ。そういうことですね。

○7番（松田達之君） そうです。

○9番（米村 洋君） ということは、あなたは意識ははっきりしてたということじゃないですか。誰かが指摘したんですか。誰かがね、あなたは知らなくて乗った。それで千丁の、例えば乗車している途中でですよ気付いたと。その中じゃ会話があったですか、これは軽乗用車だと、定員オーバーだと。そういう話があったから、あなたは気付いたということですか。

○副議長（上田健一君） 松田議員。

○7番（松田達之君） そう思います。

○副議長（上田健一君） 米村議員。

○9番（米村 洋君） ということはですね、例えば4人の中で、例えば5名、運転手含めて5名の中で定員オーバーですよという、道路交通法違反だからということをおね、あなたたちが話をしたということですね。その乗車している中で。

○7番（松田達之君） うんね、それはしとらんです。

○副議長（上田健一君） 松田議員。

○7番（松田達之君） 今、米村議員が今の、そがんことは絶対になかったです。

- 9番（米村 洋君） それだったら、どの辺のところであなは知ったんですか。今、あなはね、そういう話が出たと思います。出たから知りましたと、今言ったでしょ。ということは、乗車しているということは、千丁の所で、まだ氷川町に着くまで千丁の間に、あなはそれを知ったということにおいては、その話をしたんですかと。定員オーバーと違反行為だということを、あなは話たんですかと。「そうです」と今、言ったでしょ。
- 7番（松田達之君） んねんね。そん定員オーバーて、そこはですね、そこはそこで、ああこれは千丁あたりと思ったですね。そこでやっぱり「あら、こら定員オーバーしたごたるね」というのは、わしは気付いたです。ほかの人は、どうか知らんです。
- 副議長（上田健一君） 米村議員。
- 9番（米村 洋君） じゃあね、あながその時にですよ、乗車オーバーしていると気づいたときに、あなは車をストップしてですよ、定員オーバーだからここで降りようじゃないかと。じゃあ、あな何で言わなかったんですか。ということは、あなね、もう乗車違反したって、違反行為をしたってもいいということで乗ってきたんじゃないですか。それは、どうですか。あなが気付いた時点ででしょう。あなも免許持っている。道路交通法違反ということを知っていて、それに気づいた。気付いたその場でですよ、あなはですね、車を降りて、降りるのは普通じゃないですか。どうですか、その辺のところ。
- 副議長（上田健一君） 松田議員。
- 7番（松田達之君） それはもう今、米村議員のおっしゃるとおりだと思います。それは、そのまま乗って、我が家まで乗せてきてもらいました。それは事実です。
- 副議長（上田健一君） 米村議員。
- 9番（米村 洋君） じゃあね、あなはね、その最初からですよ、もう途中で気づいて、定員オーバーと道路交通法違反と知っていながら千丁からですよ、我が家まで乗ってきたということですよ。ということは、議員としてどうですか。その辺のところは。
- 7番（松田達之君） は。
- 9番（米村 洋君） 議員としての立場として。町民から付託されて選任された議員としての、そういうことをあな考えなかったんですか。
- 7番（松田達之君） それは本当にですね、それはしてならんことをしたわけでごさいますのでね、やっぱり今後絶対、議員として守っていくところと思います。
- 9番（米村 洋君） わかりました。議長、わかりました。また、ちょっとね、いろんな例えば松田議員が言われることにおいて、非常に矛盾した点がありますから、

また今後何かのほうで検討したいという気持ち、持っていますから。まあ、いいですよ、その辺のところ。

○7番（松田達之君） よかですか。議長、よかですか。

○副議長（上田健一君） 松田議員。

○7番（松田達之君） 議員の皆さん、今、手元にあります田中氏の上申書に関してです、わしが「乗れ、乗れ」て書いてあるが、それは絶対わしは「乗れ、乗れ」というあれはなかったです。これはもう、・・・して。

○9番（米村 洋君） もう、いいです。それはね、あなたが乗車したということ違反ということ認めているんですから。だからもういいですよ。もういいですよ。除斥してください。もういいですよ。

○10番（笠原良一君） ちょっと一言いいですか。

○副議長（上田健一君） 笠原議員。

○10番（笠原良一君） 松田議員、免許証を持つとなはるですね、あなたは。

○7番（松田達之君） 持つとるです。

○10番（笠原良一君） 免許証を持たなかったら、取ったことがなかったら、ああ軽には4人しか乗られんとばいなとわかるけれど、免許を持った人だったら軽は4人ちゅうこと、わかりますよ。そして、絶対言うたらんとおたく言いなはったけど、片一方は素面で上申書が出ていますね。あなたは酩酊（めいてい）しております。やっぱり、どっちば信用するかと言うなら、やっぱり酩酊（めいてい）しとらんほうを信用すると思います。それだけです。

終わります。

○副議長（上田健一君） もう、よろしいですか。ほかに、なかですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（上田健一君） ならここで、松田達之君には改めて退場を求めます。

[松田達之議員 退場]

○副議長（上田健一君） ここで清田議員の入場を許します。

[清田一敏議員 入場]

○副議長（上田健一君） 清田一敏君の発言を許します。

○2番（清田一敏君） 2番議員の清田でございます。

この度は私の軽率な行動によりまして、議会の品位と名誉を傷つけましたことを、深くお詫びを申し上げます。2度とこのようなことが起きないように反省をし、議会活動に精進して自らを律しながら精進し、そして期待に応えるよう頑張っ
てまいりたいと思います。

この度は、本当に申し訳ございませんでした。

- 副議長（上田健一君） 質疑ありませんか。三浦議員。
- 6番（三浦賢治君） 清田議員にお尋ねしますけれども、八代から氷川町まで定員オーバーということを知りながら乗って来られましたか。どうですか、そのところは。
- 副議長（上田健一君） 清田議員。
- 2番（清田一敏君） その前に、私から一言議長にお尋ねしたいと思いますが。今まで何回か不信任勧告とか辞職勧告がなされました。その中で、弁明者は弁明をしたら退席をするというのが決まりのような方法で運営がなされたと思っておりすが、質疑につきましてはこれまで提案者に対して質疑がなされたように記憶をいたしております。こういったやり方は、今回の議会の運営委員会で決められたものなのか。そのあたりをまず確認いたしたいと思いますが。
- 副議長（上田健一君） 米村議員。
- 9番（米村 洋君） いいですか、清田議員ね。あなたは、今謝罪をしているわけ。
- 2番（清田一敏君） はい。
- 9番（米村 洋君） いいですか。
- 2番（清田一敏君） はい。
- 9番（米村 洋君） それに対してはね、例えば説明責任を十分に果たすべきということだね。
- 2番（清田一敏君） わかりました。
- 9番（米村 洋君） 議長が質疑の場を承認しているわけですよ、議長が。清田議員から例えばそういう意見等々言われることが、反省しているのかなという疑問を抱きますよということですよ。粛々と質疑は質疑に対してですね、それに自分自身が説明責任を果たすべきということ、その精神でやっていただきたいですね。
- 2番（清田一敏君） はい。そういったやり方で、議長、よろしいですか。
- 副議長（上田健一君） はい。
- 2番（清田一敏君） では、三浦議員の質問にお答えいたします。
- 私も少々酔っぱらっておりました関係で、乗った瞬間、そういった定員オーバーというような認識は持ち合わせておりませんでした。うかつであったと思います。
- 副議長（上田健一君） 三浦議員。
- 6番（三浦賢治君） 今、清田議員の発言でそういう軽自動車という認識はなかったということ、今発言されましたけれども。まあ、乗ればわかると思いますよ。車の格好を見ればわかると思いますよ。それだけ泥酔をされておられたかなということだと思いますけれども。まあ、帰るまで全然気付かれなかったですか、どうですか、そのところは。

- 2番（清田一敏君） 記憶が定かではありませんが、狭いなという感覚はあとで持ちました。
- 副議長（上田健一君） 米村議員。
- 9番（米村 洋君） あのね、清田議員ね。そのあなたが知った、例えば知っている。私はね、あなたは乗車しない。ところが、先ほど松田議員は千丁で気づいたと。千丁で気づいたと。それはだから、乗車したときに乗車してきたときに、乗車中に千丁で気付いたと言っているわけですよ。じゃあ、なんで降車しなかったのかと。あなたは、じゃあそのことを知ったら、その場であなたは降りられるということなされたと思うんですよ。その辺のところ、どうですか。知らなかったから、あなたはその千丁で松田議員は気付いたと。そのときの中の会話は何もなかったんですか。
- 副議長（上田健一君） 清田議員。
- 2番（清田一敏君） 会話はもう3カ月前ぐらいになりますから、どういった会話をしながら乗ってきたか、そういった点はもう記憶にありません。
- 副議長（上田健一君） 米村議員。
- 9番（米村 洋君） 今ね、狭いなという感じがしたと。その例えば狭いなという感じがしたときに、そのこれは軽なのかとかそういうことはもうある程度飲んでいるから、全然そういう車に対しての認識とか、そういうことは全然覚えていないと、気付かなかったということですね。
- 2番（清田一敏君） まあ、今になって思えば、先ほど繰り返しましたように、うかつだったなという思いはいたしております。そのときに、しっかり考えればそういった行動もとられたんじゃないかというようなことで反省をしております。
- 副議長（上田健一君） 笠原議員。
- 10番（笠原良一君） さっきも質問をしましたが、あなたは免許を持っていますね。
- 2番（清田一敏君） はい。
- 10番（笠原良一君） 軽も乗りますね。
- 2番（清田一敏君） 乗ります。
- 10番（笠原良一君） 普通車にも乗りますね。
- 2番（清田一敏君） はい。
- 10番（笠原良一君） そうしたら、あの人の車のどうこうも車もわかりますね。あの人が普通車に乗っておったか、軽に乗っておったか。免許を持っておる人だったら、軽は4人しか乗れんと。普通車以上だったら、5人とか6人とか7人とか8人乗れますね。免許持っておる人だったらすぐわかって、こらどが酔っぱらって

おつても「ああ、こら軽たい」と。でタクシーで帰るのが筋だと思います。

答弁、要りません。終わります。

○副議長（上田健一君） 上田議員。

○4番（上田俊孝君） 清田議員。松田議員たちから「はよ、乗れ乗れ」ちゅう上申が出ておっですね。これは、あなたもそう言われたのですか。

○2番（清田一敏君） 私は今日の上申書を見て、初めて気が付きました。今、控室で話をしておりましたが、松田議員も「乗れ乗れ、と言った記憶はなかもんな」というようなことで話はしました。

○副議長（上田健一君） 上田議員。

○4番（上田俊孝君） 清田議員は、大体どれくらい飲まれたんですか。量、わからない。あなたの答弁、言うこつが理解できない。

○2番（清田一敏君） そうですね。個人名出せば支障がありますので、宮原で飲んでそのあと八代に行きましたが、私はもともとあまり飲めるタイプではありませんが、酔っ払うのは早いほうでございまして、量はそんなに飲んでいないと思います。

○副議長（上田健一君） 上田議員。

○4番（上田俊孝君） そんな飲んでなければですよ、普通車と軽ぐらいわかるですよ、普通ですよ、常識で考えたら。どうもですね、2人がなんかその打ち合わせしとつとかなという答弁しか聞こえませんよ。

○2番（清田一敏君） いえいえ。

○4番（上田俊孝君） 素直にですね、やっぱり人間は素直が大事ですよ。謝罪であればですよ、もうここに至ってきとつとですからね。やっぱり素直に言わんとですね、傍聴者は来ておりますよ、清田議員。どうですか、あなたそれに対して。もう1回素直に言ってください。

○2番（清田一敏君） はい。もう、道路交通法に違反したことは事実でございますので、もう率直に謝ります。ただし軽であったか、それから途中でいつ気付いたか、そういったことはもうなかなかまた間違った答弁をいたしますと、問題発言にもなりますし、記憶にあんまりわかりませんので、そのところは確証が持てません。

○副議長（上田健一君） 上田議員。

○4番（上田俊孝君） 一時ですね、あなたたちと一緒に会派組んでおったとき、あなたの飲む姿を私は見ておるんですよ。そんな泥酔をするような飲み方はしていないでしょ、今まであなた、過去も。かなり飲んで同期の桜をやりました。そういうときでも、あなたはしっかりしておられたですよ。だから、どうも今回もですね、その謝罪というのが非常に心から謝罪をしてというのがやっぱり見えませんね、本当。

やっぱり、素直が一番です。どうでしょうか、清田議員。

○2番（清田一敏君） はい、心から謝罪をしております。

○4番（上田俊孝君） してないですよ。いいです、もう。はい。

○9番（米村 洋君） 今、清田議員から心から謝罪をしているということですから、このへんで除斥、退場をお願いします。

○副議長（上田健一君） 清田議員、除斥を。

○2番（清田一敏君） どうも、すみませんでした。

[清田一敏議員 退場]

○副議長（上田健一君） これから提出者に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

長尾議員、演壇をお願いします。

[長尾憲二郎議員 登壇]

○副議長（上田健一君） 河口議員。

○1番（河口涼一君） 先ほども途中まで発言いたしました、これに関連したことは9月の議会でも提案をされて決議をされたところでもあります。そのときに誰が運転をして、あと4名誰が乗っておられたかというのは、そののちにおおよそ知れ渡るところとなって、今のお2人ですが十分認めておられてですね、反省もされておられると思うんですよ。この件自体が、私は軽微な事件とまでは申しませんが、このことですね、このことを取り上げて議員の思い、職を奪うと。これはいかなものかというふうに思います。こういうことを繰り返せば、町民の信頼を失墜するばかりか、またやり返すようなことがあってはならないと思うんですよ。

○9番（米村 洋君） 今ね、河口議員の発言はですよ。

○1番（河口涼一君） いやいや、だから今からまだ質問がありますから。

○9番（米村 洋君） 討論に値しますから、発言はやめさせてください。

○1番（河口涼一君） いや、ちょっと待ってください。

議長、はい。今回、上申書が出されています。9月と違いましてですね。その上申書の中で先ほど申し上げましたが、運転手がですね「私を運転手として呼び、八代から氷川町まで帰ってきたんだ」ということが記載されていますが、私が知り得るところではですね、最初から一緒におられたと。先ほど、松田議員のお話にもありましたが。ということで、運転手としてわざわざ呼んで乗って帰ったということでしたら、これは計画性があるって非常に悪質ということになりますから、前回の私の認識とは違ってきますので、このことはどういうふうに確認をされておられるのかということと、これが正しいのかどうかということとですね。そのことを、じゃあどうだったかをお答えください。

- 9番（米村 洋君） あのね、議長いいですか。
- 副議長（上田健一君） はい。
- 9番（米村 洋君） この上申書というのはですよ、本人が上申しておるんですから、本人から聞く以外ないわけですよ。今ね、河口議員が自分の見解で「私が聞いた話だけ」という話をやっておるわけですよ。ということは、今、長尾議員に対してはですね、辞職勧告決議案の何について質疑ということで許しておるわけですよ。議長は。だからね、そういう本題を論じなきゃならないのによ、論点を外したような質疑はちょっと止めさせてほしいですね。
- 副議長（上田健一君） 上申書の内容がですね、長尾議員のあれじゃないんですから。この内容については、もう質疑は止めていただきたいと思います。
- 1番（河口涼一君） それ、上申書についてはこれチェックされた上で、添付されておるわけでしょ。
- 副議長（上田健一君） 添付はしてある……。人の提出でしょうが。
- 1番（河口涼一君） これが正しいということで。
- 副議長（上田健一君） いやですね、決議案のこの文書に対して質疑をしてください。
- 1番（河口涼一君） ですから、議長。
- 副議長（上田健一君） はい。
- 1番（河口涼一君） いや、この上申書まで含めて、このあと採決をする場合にこの内容が正しいのかどうかで議員が判断する材料になりますから、ここに書いてあることはほぼ事実ということで提案者は出されておるわけですか。
- 9番（米村 洋君） その辺のところの事実関係とかいうのは、本人が上申……。
- 1番（河口涼一君） いやいや。ならでたらめな答えしてもしようがないでしょ。
- 9番（米村 洋君） ……話はしちゃならん。
- 1番（河口涼一君） いや、そら違う。
- 3番（長尾憲二郎君） 今、河口議員から質問の内容に関しましては、私はあくまでも松田議員と清田議員に対しての辞職勧告を出しました。この上申書については、はっきり言って本人を呼ばなければ、私もはっきり言葉出せません。これについては大変申し訳ないが、米村議員の提案で一応付けさせてもらっています。というのは、この田中照男さんには私は直接お会いしてこれ聞いておりませんので。ただ米村議員から、これは間違いがないということを踏まえた上で付けさせていただいていますので、そういう意味で上申書も付けております。
- 以上です。
- 1番（河口涼一君） 結構です。

○副議長（上田健一君） 質疑ありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。河口議員。

○1番（河口涼一君） それでは、先ほどとちょっと重複するかと思いますが、私は今回の提案に対して反対の立場で討論をいたしますが、今回この理由につきましては先ほど申し上げましたが、もう9月で審議をしました内容と一緒にですのでここでは触れませんが、今回上申書まで付けられてあるわけですが、この上申書については非常に陳腐な内容でこの方の見識を疑うところですが。本来、運転をする運転者が一番重大な責任があつて、自分で毅然（きぜん）として断れば4人も5人も乗って帰ってくることはなかったわけで。「タクシーを呼んでください」とかですね、「また迎えに来るから待っててくれ」というふうなことも言えたわけですが、これは運転手の判断でですねこういう定員外乗車の事件というのを生んだんだと思います。だからといって、4人の方に全く非はないというふうに申し上げる気はありません。これは当然4人が乗られたから、加担をされたという行為になるかと思ひます。

ただ、先ほどのこの最初からこの方が運転者の方がおられたのか、わざわざ「おい、迎えに来てくれ」ということで4人が呼ばれてですね、当初から計画的に乗ってきたということじゃ全然内容が違ってきますので、そこを先ほどは確認をしたかっただけです。

先ほど申し上げましたけれども、4名の方々も非常に反省もされてそれから町民の方にも知れ渡ることにもなつてですね、そのあたりは結構社会的な制裁というのはもう受けられてきたんだと思います。そこで反省されておられるところですね、今回またこういう提案がされて、そしてまたこの議会の貴重な時間を取ることに対してはですね、私は必要なかったんじゃないかというふうに思ひます。

以上です。

○副議長（上田健一君） 三浦議員。

○6番（三浦賢治君） 私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど松田議員、清田議員からお話もありましたけれども、八代から氷川町まで道路交通法違反ということはもう明らかなものであります。その際、松田議員は軽乗用車で知ったのは千丁で知りましたということをおっしゃいました。そして清田議員は全然軽とは思わなかったというような、私は発言だつたと思ひますが、軽乗用車も乗用車もわからないような泥酔状態であつたかなというふうに、今感じてはおりますけれども、明らかに交通違反ということは認めていただいておりますけれ

ども、田中さんより上申書というのも提出をされております。その上申書の中で、乗車する際に松田議員たちから「はよ乗れ、はよ乗れ」と強硬に乗車されて、私は違反行為であるが断れず、その言動に圧倒され、仕方なく乗車をさせ、運転をしてきましたというふうに、この上申書の中には書いてあります。私は、運転されたこの田中さんが上申書として出されたということは事実ということとっております。それで、この議員辞職勧告決議案には賛成をいたします。

○副議長（上田健一君） ほかに。米村議員。

○9番（米村 洋君） 私も賛成の討論で発言をしたいと思います。

兩名、結局、前回9月議会です、私が議会でこの道路交通法の57条について議会で告発したわけですけれども、今、その河口議員からこの上申書ということ指摘があったんですが、事実解明のためにですね、上申書を私がもらったんですけれども、上申書の事実関係のためにですね、また特別委員会なりですね設置すればいいなというふうに思っております。そのときにですね、田中照男君を参考人として呼ばばいいという解釈でおります。

しかし、兩名ともその事実を認めておりますから、今後やっぱり辞職勧告決議というものに対してね、やっぱり重くとどめていただいて議員というものは人の道徳的ということ踏まえて、この違反的な行為という犯罪、あくまでも行政犯でありますけれども、犯罪という行為に結局加わった、加担したと。極端にいったら、助長したというような行為をやっちゃならない。その辺のところをですね、今後よく十分に気を付けていただきたいと思います。

よってですね、この辞職勧告、まあ今河口議員が例えば反対討論の立場でされましたが、日頃、河口議員もですね法に対してはものすごく厳しい人です。法に対しては。だから法に対して違反する行為においては、河口議員は絶対許さない、そういう性格だと思います。ということはですね、日頃から息子さんが弁護士をなさっているということですから、非常に息子さんの影響を受けて親として息子さんの影響を受けて、結局、法という1つの法治国家の中の六法というものを大事にされてですね、議会の中でいろんな発言をされております。今度、本来ならばですね、これ反対討論をされるというのが私はよくわかりません。事実関係がはっきりしているんですから。だから謙虚に反省していただいて、今後においては辞職勧告を粛々受けていただくということにおいてですね、賛成討論といたしたいと思いますね。

○副議長（上田健一君） ほかに。上田議員。

○4番（上田俊孝君） 私は兩名、辞職勧告賛成の立場で討論させていただきます。

松田議員に関しては、この記事にあるよう「ああ、どうせよかよか。運転手が切

符ば切られるとだから」という発言もなされておると聞き及んでおります。そして、私は清田議員に対しては同じ地区であります。年は下ですけど、先輩議員として9月の定例議会の真っ最中、永田議長は謝罪しない、江寄議員は謝罪されました。その中で休憩に入ったときに、私はその通路で先輩議員として清田議員には言いました、「謝罪せんでよかですか」と。そしたら鼻で笑うようにですね、「ふん」て言って行かれたわけですね。ですから、非常に私はこの人の常識を疑っております。私たち議員は選挙で選ばれた特別公務員ですよ。役場の職員は規定はありますよ、いろんな規定の中で、違反を起こしたら。これをどう受け止めるか、ということだと思います。私たち議員はですね、やっぱりこういうことを考えればですね、やっぱり清田議員、今回辞職に値するということで賛成討論させてもらいます。

○副議長（上田健一君） 討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（上田健一君） これで討論を終わります。

これから、発議第10号、松田達之議員に対する議員辞職勧告決議案を起立により採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（上田健一君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。

続きまして、同じく発議第10号、清田一敏君に対する議員辞職勧告決議案を起立により採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

○9番（米村 洋君） 議長。

○副議長（上田健一君） はい、米村議員。

○9番（米村 洋君） 私はこの清田議員に対しては、退席したいと思います。

それと、なぜ清田議員に対してはですね、私は結局可決に加わらないかということと言いますと、清田議員はもう、すぐ反省しております。しかし今、松田議員の発言を聞いていて非常に矛盾した発言をしております。そしてこの文面の中で、9月の議会の暫時休憩中に「捕まるのは運転手だろうが」と、この議場内で発言したことは到底議員として許せる問題ではないと思います。この辺のことを考えると、松田議員に対しては賛成をしましたが清田議員に対しては、私は棄権をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

○副議長（上田健一君） はい。

[米村洋議員 退場]

○副議長（上田健一君） これから発議第10号、清田一敏議員に対する議員辞職勧告決議案を起立により採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（上田健一君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。

清田一敏議員、松田達之議員の入場を認めます。追加で永田義昭議員、江寄悟議員の入場を認めます。

[清田一敏議員、松田達之議員、永田義昭議員、江寄悟議員 入場]

○副議長（上田健一君） 発議第10号、松田達之議員に対する議員辞職勧告決議案は起立多数で可決されたことを報告します。また、発議第10号、清田一敏議員に対する議員辞職勧告決議案は起立多数で可決されたことを報告します。

以上をもちまして、私、副議長は議長の職務をおります。

○6番（三浦賢治君） 議長、発議をお願いします。

○議長（永田義昭君） ただいま、三浦賢治君から氷川町議会永田義昭議長の不信任に関する請願書の動議が提出されました。この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

お諮りします。

この動議を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

ただ今から議案作成のため、しばらく休憩します。1時15分から再開いたします。よろしくをお願いします。

-----○-----

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時15分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

追加日程第2 請願第8号 氷川町議会永田義昭議長の不信任に関する請願書

○議長（永田義昭君） 追加日程第2、請願第8号、氷川町議会永田義昭議長の不信任

に関する請願書を議題とします。請願第8号については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第8号については委員会の付託を省略することに決定しました。

私は当事者でありますので、地方自治法第117条の規定によって退場します。

これより議長の職務を、地方自治法第106条の規定により副議長に行わせませす。

また地方自治法第117条の但し書きの規定によって、発言の許可を求めた上で退席いたします。

[永田義昭議員 退場]

○副議長（上田健一君） 議長が退場されましたので、地方自治法第106条の規定によって、議長の職務を私、副議長が行います。

ここで紹介議員の説明を求めます。三浦議員。

○6番（三浦賢治君） 氷川町議会議長、永田義昭殿。

平成28年12月5日、氷川町議会永田義昭議長の不信任に関する請願書。請願者、八代郡氷川町鹿野1254、氏名 藤川博。紹介議員、三浦賢治。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第124条の規定により提出いたします。要旨。

「平成28年8月6日、氷川町議会議長らが飲酒して、知人の軽乗用車で送ってもらった際、定員オーバーの5人で乗車した、道路交通法違反を助長する行為」について、永田義昭議長の不信任を求め、請願を提出するものである。

○9番（米村 洋君） 副議長。要旨を読みましたから、除斥の対象になる人を退場させてください。

○副議長（上田健一君） 清田一敏君、江寄悟君、松田達之君、除斥をお願いします。

[清田一敏議員、江寄悟議員、松田達之議員 退場]

○副議長（上田健一君） どうも、すみません。進めてください。

○6番（三浦賢治君） では、理由。

私は、農業を営む、善良な氷川町民である。熊本地震によって、私の母屋と納屋は全壊し、これから、どうして生きていけばよいかと思う中、行政の温かい指導があつて、頑張っているところである。

ところが、平成28年9月6日火曜日の熊日新聞を見て、言いがたい憤りを感じ

たところである。

新聞紙上には、「（永田議長は）8月6日、飲酒して知人の軽乗用車で送ってもらった際、定員オーバーの5人で乗車した。道路交通違反を助長する行為で、議会の信用を失墜させた」とあった。

永田議長は、「乗車するとき、普通車と思った。あとでオーバーと聞き、事実なので弁明をしなかった。深く反省しており、身を律にして議員活動を続けたい」と議会ではなく、新聞記者に弁明している。

「あとでオーバーと聞き」とあるが、いつ誰からオーバーと聞いたのか、弁明してほしいものである。

永田議長は、普通車と軽乗用車も判断できないように、泥酔していたのかと思うと、これで氷川町は大丈夫かと思った。

熊本地震発生後、町民の誰もが、飲酒等を自重して、不安な日々を送っている中、町民が頼るべき議会の責任者である議長が、このような体たらくでは、情けない限りである。

さらなる緊急事態が起こった場合、永田議長は、どう対応するのか、何も判断できないような泥酔した状態で、現場に出向いて、どのように指導監督するのかと思うと、末恐ろしくなった。

永田議長が事実を認めて、深く反省しているのであれば、このような子供じみた言い訳をする前に、男らしく、責任を取って、議長と議員を辞めるべきである。

議会を傍聴した知人に聞いたところによると、同席していた江寄議員は、事実を認めて弁明したとのことである。

永田議長は、弁明する機会があるのにも関わらず、議会で自ら弁明せず、副議長を介して弁明したとのことである。

せっかく、議会で議員や町民に対して、正々堂々と弁明できるのに、直接弁明しなかったことは、永田議長自ら、議長としての資格のなさを露呈している。

また、永田議長は、交通道德を指導する立場にある、交通安全協会の役員をしているとのことである。

当日、この運転手に対して注意することなく、定員オーバーの軽乗用車の運転をさせたことは、永田議長が道路交通法の違反行為をするように、暗に強制したことになる。

交通安全協会の役員として、重大な過失を犯しているのに、交通安全協会に迷惑を掛けないためにも、即刻役員を辞めるべきである。

氷川町議会を代表する永田議長の、このような疑惑を招く軽率な行為は、熊本県下の全市町村に対し、氷川町議会の権威・信用を失墜させているうえ、議長の職責

の認識のなさ、危機管理に対する意識のなさを露呈している。

氷川町全体で、熊本地震の復旧復興に努めている中、永田議長は、職責を果たしていない状況である。永田議長が、議長及び議員としての資格及び資質がないのは、町民の誰もが認めている。

今、永田議長がとるべきことは、氷川町ならび氷川町民のために、議長のみならず、議員も自ら責任を取って、一刻も早く辞めるのが、一番よい判断であることを申し上げる。

よって、議長不信任の請願を提出するものである。

以上です。

○副議長（上田健一君） 説明が終わりました。

先ほど、永田義昭君から地方自治法第117条の但し書きの規定によって、会議で発言したいとの申し出がありました。

お諮りします。

この申し出に同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（上田健一君） 異議なしと認めます。

したがって、永田義昭君の申し出に同意することに決定しました。

永田義昭君に会場の場での発言を許可します。

[永田義昭議員 入場]

○副議長（上田健一君） 永田義昭君の地方自治法第117条の但し書きの規定による発言が許可されましたことを報告します。

はい、議長。演壇のほうにお願いします。

[永田義昭議員 登壇]

○議長（永田義昭君） 意見陳述の場を設けていただき、ありがとうございます。

定員オーバーの件では、いつ気付いたのかとありましたけれども、9月定例会でいきなり不信任案が出ましたので、その当時の状況がすぐには思いませんでしたので議場での意見陳述はできませんでした。すぐに謝ってればよかったと、反省しております。あとで思いました状況では、店で飲んで何曲か歌を歌うなど、快い気分です。店から出て松田議員と清田議員と一緒にタクシーを待っていたところ、「こちらの車に乗らんですか」と言われたので、そのときは何も考えずに乗車したと思います。車に乗せてもらったのは事実であり、弁解の余地はございません。軽率な行動で深く反省しています。

今後、このようなことのないように、身を律していきたいと思っております。議会にも町民の皆様にも、大変ご迷惑をお掛けしましたことを心から深くお詫び申し上げます。

す。私も議長として町民の皆さんのため、精一杯努めてきました。今後も全身全霊傾注して頑張っていきますので、よろしくお願いいたします。

以上で、意見陳述を終わります。

- 副議長（上田健一君） 質疑は1人3回でお願いします。どなたか。米村洋君。
- 9番（米村 洋君） 今ね、あなたはね、乗らないですかと、誰が乗らないですかと言ったんですか。
- 議長（永田義昭君） 声は聞こえました。
- 9番（米村 洋君） いやいや、誰が言ったんですか。
- 議長（永田義昭君） それはわかりません。声は聞こえたので。
- 9番（米村 洋君） だからですね、乗らないですかと言って、じゃあ誰が言ったかわからない。車がならその時は1台しかいなかったんですか。その場では。
- 議長（永田義昭君） そうでしょうね。そのまま乗りましたので。
- 9番（米村 洋君） だからですよ。
- 議長（永田義昭君） 一応タクシーを待って、もう少しで乗れるかなというところで、声が聞こえたのでそちらのほうへ歩いて行って乗った状況であります。
- 9番（米村 洋君） 誰が。
- 議長（永田義昭君） 誰かはわかりません。
- 9番（米村 洋君） 車があってですよ、車が1台しかなかったらともかくとして、結局そのときはですよ、タクシーもおれば前後にタクシーなんかいるわけでしょ、そのときは。ということは、タクシーの運転手が言ったのか。あなたはね、タクシーの運転手が言ったのか誰かて言ったのかと言ってですね、何で田中氏の車にあなたは誰が言ったかわからないのに、じゃあ何で乗るんですか。
- 議長（永田義昭君） そこは田中さんが言われたのか、そこあたりはわかりませんが、声掛けられたのは確かです。
- 9番（米村 洋君） だから、誰から声掛けられたの。
- 議長（永田義昭君） それはもう、わかりません。
- 9番（米村 洋君） それとね、あなたはここに請願書の中にですね、結局交通安全の指導員と役員等々という1つのことになっていますけれど、どういう役員をなさっているんですか、この役員というのは。
- 議長（永田義昭君） 一応、監事として職務をさせていただいております。
- 副議長（上田健一君） 米村洋君。
- 9番（米村 洋君） 監事というのは、交通安全の監事というのはどのような、違反行為というのは結局やってもいいということの監事ですか。
- 議長（永田義昭君） いえいえ。総会に掛ける前のいろいろな収支決算、いろんな書

類、その書類等を監査しています。

○9番（米村 洋君） ということは何ね、交通安全協会の書類等々のそういうことを整理する、そういうのが監事で、道路交通法に対しては、結局違反的な行為はやってもいいよということの監事のポジションですか。

○議長（永田義昭君） それはありません。

○副議長（上田健一君） 議長、発言のあれをしてからしてください。

○議長（永田義昭君） 今の件につきましては、そういう交通違反とかそういうことは絶対できる状況ではないと思います。監事の立場は。

○副議長（上田健一君） 三浦賢治君。

○6番（三浦賢治君） 今、米村議員からも交通安全協会のことで役員のことでお話が出たと思いますけれども、確かに氷川地区交通安全協会の監事をされております。その中で9月の答弁だったかと思えますけれども、私は九州管区警察局長表彰、そして全日本協会の緑十字銅賞をいただいております。違反はいけないということも言っておられますけれども、その挙げ句にこういう自分で言っていないながら、こういう発言をされるというのは、全く車に乗車されるときにはそういう感覚はありませんでしたか。どうですか。

○副議長（上田健一君） 永田義昭君。

○議長（永田義昭君） 今のことにつきましては、6月の交通安全協会の総会ありましたですね、そのときに監査したとき、その理事会のときですかね、私はこれのこともありましたので「辞任したいが」と言ったのは覚えています。しかしながら、どうしてもあと少しだから、いろいろ事情があると言いましたけれども、もう一時だけんということに残りましたが、大体残らないつもりで私はおりましたけれども、そこに最後まで粘ればよかったのかなと思います。

○副議長（上田健一君） 三浦賢治君。

○6番（三浦賢治君） 確かに、総会前に辞意したいということはありませんけれども、まあ合併まであと1年ぐらいですから続けてくださいということは、私もお願いをしておりますが、そういうことと今度の定員オーバーの違反行為は全然別な問題じゃないんですか。それだけ、交通安全協会のことに対して認識のなさというのが露呈されているような感じもいたします。やっぱり、この請願の中でも即刻交通安全協会のためにも、辞任していただきたいというふうにも思います。これにも書いてあるように。やっぱり町民の意向をしっかりと真摯に受け止めていただきたいなというふうに思います。

○副議長（上田健一君） 永田義昭君。

○議長（永田義昭君） 今の件ですが、やはり何気なく乗ったのは本当に、車に乗せて

もらったのは事実でありますので、弁明の余地はございません。そこは軽率な行動で深く反省いたしております。今後はこのようなことがないように、身を律していきたいと思えます。

○副議長（上田健一君） よろしいですか。上田俊孝君。

○4番（上田俊孝君） この町民からの請願と、本当、こう出す人もですね非常に勇気が要るんですよね、出す人も。私はそう思いますよ。なかなか、勇気が要ります。その中でこの藤川博さんですね、最後、読みます。「氷川町及び氷川町民のために、議長自ら議員も、自ら責任を取って一刻も早く辞めるのが一番よい判断である」と、申し上げておられますけれども、議長、これに対して答弁をお願いします。

○副議長（上田健一君） 永田義昭君。

○議長（永田義昭君） 私も議長として町民の皆さんのために、精一杯これまでも務めてきたつもりであります。今後も全身全霊、傾注して頑張っていきます。よろしくお願ひいたします。

○副議長（上田健一君） 上田俊孝君。

○4番（上田俊孝君） そこまで言われるのであれば、言いますよ。

その前、あなたは酒気帯び疑惑も出ておるんですよ、酒気帯び疑惑も。そしてこういう状態ですよ。

もう1個聞きますよ。この町民のですね、どうやって請願を書かれたか。もう一度この人の気持ち、どうやって書かれた、それに対してもう一回お尋ねします。最後、書いてあるでしょ。「早く辞めるのが一番良い判断であります」と。もう一回お願ひします。

○副議長（上田健一君） 永田義昭君。

○議長（永田義昭君） 先ほど酒気帯び疑惑と言われましたが、私自身、その時も事実無根と言っております。それと私自身もそのあとのことは、今日は話しません。そこに対してはいろいろ私も書いておるものはあります。しかしそれは、今日の場所では言いませんけれども、私自身はこれからも精一杯頑張っていくつもりでございますので、よろしくお願ひします。

○副議長（上田健一君） 上田俊孝君。

○4番（上田俊孝君） そこまで言われるなら、言います。あなたは、私たち4人をですよ、酒気帯び疑惑で告訴告発されたですね、いいですか。であればですよ、議長の職を辞してすべきじゃなかったでしょうか。そのあたりのこの藤川さんも判断されて出されとるだろうと、私は思いますよ、すべて。それに対してもう一回お尋ねします。

○副議長（上田健一君） 永田義昭君。

○議長（永田義昭君） その件、今言われましたが、最初の元をつくったのは誰ですか。誰ですか。それで私は告訴いたしております。私自身、名誉棄損そこ名誉を失墜させ議長や議員活動を妨害されたと思っています。議員生命を脅かす、私と思いはまはしては・・・行為だったと私はと思っています。それで、断固として許すことができずに告訴をしたと思います。

○副議長（上田健一君） 上田俊孝君。

○4番（上田俊孝君） 誰が言うとするですか。自分自ら言うとするじゃないですか、あなたは。昨日遅くまで飲んできたて。だから、こういう問題に発展してみんな交えてですよ、この議会に出すとはいかんからと、何回も話を要請したじゃないですか。それを応じなかったから、こうなったんでしょ。はい、じゃあそれでいいです、答弁は。

○副議長（上田健一君） 永田義昭君。

○議長（永田義昭君） 今の件はおかしいですよ。私は認めた覚えはなかですよ。そのとき言ったて。自分たちで思わしただけのことですよ。いやいや、絶対しゃべってなかです。なら、私が調書を取ってあるとの中身は入れておりますけれども、自分で言った覚えはなか。遅くまで飲んだとも言っていない。早く帰っています。そえだけです、もう。

○副議長（上田健一君） 長尾憲二郎君。

○3番（長尾憲二郎君） 今、許可いただきまして発表しますが、今議長が言ってないというのは、全くの私は誤解だと思えますね。その当日は、我々2人が先に着いて席におりました。そこに永田議長が来られましたのでね、通常の挨拶をいたしました。「おはようございます。昨日はご苦労様でした」から会話が始まっております。その中で、「あら今日は、議長、顔が赤かっですわね」というような話をしました。作り話でもなんでもありません。これはそして「うん。今日はな歩いて来たたい」そして上田議員が「これは酒の臭いがしますわね」と言ったら、「いや、これはトマトの臭い」でおっしゃった。これは、私は議事録を書いております。で、先ほど上田議員が言われましたように、これに対して警察にも呼ばれまして、その事実を私は全部を議事録を書いておるものをお渡ししています。何月何日、どこで何を誰と話したか。こういう状況で全部議事録を作っております。そういうことで、今そのそうこの事実はないとおっしゃいますけど、じゃあ我々が虚偽しているということを認めるということになりますので、それは絶対にありません。議長はその時点で、「昨日は飲み過ぎたけん、女房に送ってもらつもりだったばってんな。孫を送っていったけん、車を運転して来たたい」という話でした。これは間

違いありません。

以上です。

○副議長（上田健一君） 請願の内容で。

○3番（長尾憲二郎君） ごめんなさい。今ですね、永田議長が上田議員に反弁された内容が、これは違うなと思いましたが、その件について答弁しました。

○副議長（上田健一君） 永田議員。

○議長（永田義昭君） 私はこの件には言っておきます。

歩いてくればよかったと、それはないと思います。それとトマトの臭い、まあ歩いてくればよかったと言ったのは、多分、顔の赤かったて。そんならば。

○副議長（上田健一君） 議長、請願の内容で答弁をして、あれしてください。

○議長（永田義昭君） はい、わかりました。

ちょっと、ほかに逸れましたので。そういうことになりました。

○副議長（上田健一君） よろしいですか。ここで永田義昭君には、改めて退場願います。

[永田義昭議員 退場]

○副議長（上田健一君） これから紹介議員に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。笠原良一君。

○10番（笠原良一君） 私は賛成の討論をいたします。

氷川町議会、永田義昭議長の不信任に関する請願の件について賛成の立場から討論いたします。平成28年8月6日に永田議長と数名の議員と飲酒され、帰りの送迎を知人の軽乗用車で送ってもらうことになり、軽乗用車の定員が4名なのに定員オーバーの5名乗車し、帰宅されました。運転手の証言で明白であります。定員オーバーは事故を誘発する重大な行為で、交通法規でも違反と指定されているじゃないですか。このような基本的なルールを守れない無知な人が議員にいらっしゃるものが残念でなりません。3月の定例議会で永田義昭議長の不信任決議案が議題になりました。そのとき、永田議長、あなたが発言の申し出をされました。そのときの自分の言ったことを思い出してください。「氷川地域交通安全協会の監査役を18年ほど務めております。その間、全日本交通安全協会から交通栄誉賞、緑十字銅賞や九州管区警察局長から交通安全功労賞をいただいております」と、おっしゃられました。ちゃんと議事録にも載っていますので、いつの失言だったどんこん、議長は言われますが、今度も失言とは言わないでしょうね。3月の議会で発言されたの

は何だったのかと思います。永田議長、あなたは交通安全を指導する立場でありながら、定員オーバーと知りながら同乗することは理解に苦しみます。あなたの考えがわかりません。非常に憤りを感じます。

事故がなかったものの、もし事故でもあったとしたら氷川地区交通安全協会や氷川町議会、氷川町に対して多大な損失を与えかねないことと思います。どう考えていますか。このような行動に走った行為こそが、人間性として判断能力が不足しているのではないかと思います。このような人が議長職に在籍されているのが残念でなりません。永田議長は、議会運営に関しても一貫性がなく、その場その場で物事を乗り切れればいいという単純的な行動発言で、自分の発した発言に慎重性・責任感がなく議長として的人格と資質を問うもので、議会運営の混乱を引き起こす要因となっております。町民の皆様方の安定的な幸せを構築していくためにも、議会の喫緊の課題ではないでしょうか。

熊本地震の復旧復興や来年度予算審議に混乱を招かないよう、一刻も早く議会の流れを変えることを町民の方々が望んでいる状況にあります。そのためにも、永田議長が道理的責任を自覚していただき議長職を辞任していただくことで、町民の理解が得られるものと確信しております。

よって永田義昭議長の不信任に関する請願に賛成討論といたします。

議員各位におかれましては、ご賛同をいただきますよう心よりお願い申し上げます。終わります。

○副議長（上田健一君） ほかに、ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（上田健一君） これで討論を終わります。

これから発議第8号、氷川町。

○8番（片山裕治君） 議長、退席します。

[片山裕治議員 退場]

○副議長（上田健一君） これから発議第8号、氷川町議会永田義昭議長の不信任に関する請願書を起立により採決します。

請願第8号を採択することに賛成の方は、起立をお願いします。

[賛成者起立]

○副議長（上田健一君） 起立多数です。したがって、請願第8号、氷川町議会永田義昭議長の不信任に関する請願は採択することに決定しました。

永田義昭君の入場を認めます。清田一敏君、江寄悟君、松田達之君の入場を認めます。

[永田義昭君、清田一敏君、江寄悟君、松田達之君 入場]

○副議長（上田健一君） 請願第8号、氷川町議会永田義昭議長の不信任に関する請願書は、起立多数で採択されましたことを報告します。

以上をもちまして、私、副議長は議長の職務を降ります。

○10番（笠原良一君） 議長、動議。

○議長（永田義昭君） はい、笠原議員。ちょっと、よかですか。一応、済ませてから。

請願第8号審議のため退席しておりましたが、再び議長の職に戻ります。復帰します。

○議長（永田義昭君） はい、笠原良一君。

○10番（笠原良一君） 議長、動議。

○議長（永田義昭君） ただいま、笠原良一君から氷川町議会永田義昭議長の不信任に関する請願書の動議が提出されました。この動議は1人以上の賛成がありますので、成立しました。

お諮りします。

この動議を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、この動議は日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

ただいまから議案作成のため、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時56分

再開 午後2時12分

-----○-----

○議長（永田義昭君） お揃いのございますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

追加日程第3 請願第9号 氷川町議会永田義昭議長の不信任に関する請願書

○議長（永田義昭君） 追加日程第3、請願第9号、氷川町議会永田義昭議長の不信任に関する請願書を議題とします。

請願第9号については、会議規則第92条第2項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号については委員会の付託を省略することに決定しました。

私は当事者でありますので、地方自治法第117条の規定によって退場します。

これより、議長の職務を地方自治法第106条の規定により、副議長に行わせま
す。また地方自治法第117条の但し書きの規定によって、発言の許可を求めた上
で退席いたします。

[永田義昭議員 退場]

○副議長（上田健一君） 議長が退場されましたので、地方自治法第106条の規定に
よって議長の職務を、私、副議長が行います。

ここで紹介議員の説明を求めます。笠原良一君。

○10番（笠原良一君） 平成28年12月5日、氷川町議会議長 永田義昭殿。氷川
町議会永田義昭議長の不信任に関する請願書。請願者住所、氷川町大野1506
番、永田富弘。紹介議員、笠原良一。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第124条の規定により提出します。

要旨。

「平成28年8月6日、永田義昭議員らが飲酒して、知人の軽乗用車で送っても
らった際、定員オーバーの5人で乗車した、道路交通法違反を助長する行為」につ
いて、永田義昭議長の不信任を求め、請願書を提出するものである。

○副議長（上田健一君） すみません。ちょっと待ってください。除斥をしますので。
清田一敏君、江寄悟君、松田達之君、除斥をお願いします。

[清田一敏議員、江寄悟議員、松田達之議員 退場]

○10番（笠原良一君） 理由。

私は、氷川町の議員のOBです。

氷川町が合併して10年余りの月日が流れますが、私も小さい合併、2町合併を
強力に推進してきました。

浜田行政から藤本行政に至るまで、安心安全の福祉向上と町づくりの施策に対し
て、大いに評価をしております。

今の議会のあり方に対して、議員OBとして、非常に怒りと憤りを感じていま
す。

議会が混迷・迷走していることに、議員として、議員活動もできない、政策論争
もできない、町議会に失望を感じます。

議会の本旨は、二元方式の中、行政と対等・対峙関係を堅持しながら、共に車の
車輪のごとく、町民の付託に答えることが議会のあり方と思います。

熊本地震という、誰もが経験したことのない、未曾有の大震災に見舞われて、我が町でも、母屋、納屋等が、全壊・半壊と至る所に、被害を被っている町民がいるのが、現状ではないでしょうか。

藤本行政は、町民のために、全力で復旧・復興を尽力の最中に、議会は何をしているのかと、町民からいろいろな苦言を聞きます。

9月6日の熊本新聞紙上の、永田議長の辞職勧告決議をしたとの理由を読むと、飲酒して、定員4名の軽乗用車に議長自ら5名が乗車し、道路交通法に違反したことは、立派な犯罪で、運転手も乗車した議長、議員も「汁を飲めば同罪」＝（どちらも共犯である）ということわざがあります。

また、議長は、交通安全の指導するポジションにありながら、指導する資格もないのではないかと。

ここで、永田議長に議会OBとして、提案します。

議長とは、議会を束ねていく宿命を背負っています。議長自ら、このような違反行為をすることは、議長としての資格はない。各種イベント等に出席して、どのようなありがたいメッセージを託されても、町民の方々の心に響くことはなく、感動もないのではないのでしょうか。

ただ、哀れに思うのではないのでしょうか。

このままでは、議長職を続けることは、議会議員の人たちもついて来ないので、清く、職を辞することをここに提言いたします。

以上、議長不信任の請願を提出いたします。

○副議長（上田健一君） 説明が終わりました。

先ほど永田義昭君から地方自治法第117条の但し書きの規定によって、会議で発言したいとの申し出がありました。

お諮りします。

この申し出に同意することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（上田健一君） 異議なしと認めます。

したがって、永田義昭君の申し出に同意することに決定しました。永田義昭君に、会議の場での発言を許可します。

[永田義昭議員 入場]

○副議長（上田健一君） 永田義昭君の地方自治法第117条の但し書きの規定による発言が許可されましたことを報告します。永田義昭君、演壇のほうにお願いします。

○議長（永田義昭君） 意見陳述の場を設けていただき、ありがとうございます。

先ほどと同じになりますが、定員オーバーの件ではいつ気付いたのかとありましたが、9月定例会でいきなり不信任案が出ましたので、その当日の状況がすぐには思い出せませんでしたので、議場での意見陳述はできませんでした。すぐに謝っていけばよかったと反省しています。あとで思い出した状況では、店で飲んで何曲か歌を歌うなど快い気分です。店から出て来たと思います。そこで、松田議員と清田議員と一緒にタクシーを待っていたところ、こっちの車に乗らんですかと言われたので、その時は何も考えずに乗車したと思います。車に乗せてもらったのはもう事実であり、弁解の余地はございません。軽率な行動で深く反省しています。今後、このようなことのないように、身を律していきたいと思っております。議会にも、議会OBの皆さんにも、町民の皆さんにも大変ご迷惑をお掛けしましたことを心から深くお詫び申し上げます。私も議長として、町民の皆さんのためにこれまで精一杯努めてきました。今後も全身全霊、傾注して頑張っていきますのでよろしくお願いいたします。

以上で、意見陳述を終わります。

○副議長（上田健一君） 米村洋君。

○9番（米村 洋君） 議長ね、あなたね、いいですか、議長。議長不信任案、議会のOBの議員から出ているんですよ。1つはこういうことを本人が訴えております。議会が混迷・迷走していることに議員として議員活動もできない。政策論争もできない。この町議会に失望していると言っているんですよ。今あなたが公弁されたのは、何ですかそれ。これだけ町民の方からも、そして町民の議会のOBの人からもこういう請願が出てくること自体が、あなた自体が議会そのものを軽々に考えているだけの話じゃないですか。あなたはそれに対して、責任を取りたいという気持ちはないんですか。それと、先ほども数々の表彰状なりあなたは頂いている。そして交通安全の、先ほど言われたときに、疑惑に対して、疑惑が出たときにおいて辞任を申し出たと。しかし今度は確定犯ですよ、あなた。そしてこの運転手、田中氏に対してあなたたちはどういう責任を取るんですか。田中氏だけ処罰させるんですか。どうですか、その辺のところ。私は3つか4つ、あなたに対して質疑しますけれど。ちゃんとこのOBが言っていることがどうなのかということ、あなたは理解しているのかということですよ。どうですか、その辺のところ。

○副議長（上田健一君） 永田義昭君。

○議長（永田義昭君） 車に乗せてもらったのは事実だったので、弁解の余地はございません。そこは田中さんに対しては、やっぱりもう少し気を付けておればよかったのかなと、田中さんにはそう思います。軽率な行動で私も深く反省をいたしております。

それから、議員のOBの皆さんから言われましたが、私といたしましては軽率な行動で深く反省しておりますので、まだそのまま続行していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、何だったですかね。

○9番（米村 洋君） 交通安全のほうは、どうなんですか。

○議長（永田義昭君） 交通安全の件。そのときは辞意と言われましたけれども、元々もう前から、昨年からも一応辞意は表明していましたが、そのまま続けさせていただいたというような形にはなったと思います。

○9番（米村 洋君） 責任を取るということはないのですか。また、再度。

○副議長（上田健一君） 永田義昭君。

○議長（永田義昭君） その交通安全協会、その形から、私は辞意をまた出したいと思っております。あとは受理されるといいのですが、そういうところです。

○副議長（上田健一君） 米村洋君。

○9番（米村 洋君） それと今、この議会が迷走している。非常に対立構造的なことがある。議会というのは町民の付託を得て、議論の場もできないような状態で、それら議長も知っていますね。あなた、例えばここに入場して来るときに、あなたは何でヘラヘラヘラヘラ笑って来るんですか。あなた自体の精神状態がおかしくないですか。本来ならば、町民からこういった請願等々も出てきて、議会のリーダーシップとして、とてもじゃないがみんな付いていけないという判断をあなたはされないのでですか。結局、交通安全の役職からは辞任したいと、議長は続ける。そういうことですか。議長もこの際、責任取られて辞められたらどうですか。

○副議長（上田健一君） 永田義昭君。

○議長（永田義昭君） 先ほど、ヘラヘラして入って来たと言われましたが、間違っただけの方向に歩いて行こうとしましたので、そうなったと思います。

それから、今言われましたが、議長は辞めないでいきます。

○副議長（上田健一君） 米村洋君。

○9番（米村 洋君） 議長、私が言っているのは、議会をまとめる束になっていくということができないんじゃないかということも、言われているのですよ。その辺のところも、再度あなたはリーダーシップとして資格がないと。そういう判断をしていますよ、私も。だから、あなた、再度聞きますけれど、その辺のところはあなたはどういうふうな、今後束ねていく気持ちがあるんですか。

○副議長（上田健一君） 永田義昭君。

○議長（永田義昭君） もう、私はそう思っていないので、これからも続けていきたいと思っております。

○副議長（上田健一君） 三浦賢治君。

○6番（三浦賢治君） 私は、今米村議員も言われましたように、請願、町民から藤川博さんから、そして我々の先輩の議会のOBの方々からもだめだということをはっきりとこの請願の中で言われております。それに対して、交通安全協会は辞をしたいと。だけど、議会の議長は務めていきたいということは、おかしいじゃないですか。はっきり言って。議長のおかげで、そら定員オーバーされたのは4人かもしれませんが、議長の判断がないからみんな除斥もされてしまう。今日は何のために議会に来っとだろかと思われても仕方ありません。こんな議会は、私ももう7年余りになりますけれども、初めてです。開会から町長の挨拶、それから辞職勧告決議案、そして請願、そしてまた請願。こういう議長たる資格がもうない人が、即時辞めて、正常な議会に戻してください。これはお願いしておきます。

○副議長（上田健一君） 永田義昭君。

○議長（永田義昭君） 先ほど、交通安全協会の辞める件。その件はもう前年度から続いていた関係だと思います。それと今度の件は、やはり先ほどの定員オーバーの件で交通安全協会の監事は辞任したいと。それが私の今持っている気持ちを、先ほど言っただけと思います。

○副議長（上田健一君） 三浦賢治君。

○6番（三浦賢治君） 交通安全のことについては、これに議題に載っておりますのでそう答えられたと思いますけれども、それはそれと、議長の言われたことは実行していただきたいというふうに思います。

それよりも、この議会を正常化するためにも、ぜひ辞任をしていただいて新体制で臨むなり、やっていただきたいと思います。その点はどうですか。

○副議長（上田健一君） 永田義昭君。

○議長（永田義昭君） 今のところ、私、考えていません。

○副議長（上田健一君） 上田俊孝君。

○4番（上田俊孝君） 永田議員。あなたね、もうまとめる力ないですよ。飲酒運転疑惑、私たち4人、告訴告発してるじゃないですか。これで、どういうまとめる力がありますか、あなた。いいですか、あなたの答弁に対して私は言っるとですよ。まとまらんでしょ、この議会は。あなたは取り下げるんですか、告訴告発を。お尋ねします。

○副議長（上田健一君） 永田義昭君。

○議長（永田義昭君） 今の意見は。中身はいいんですか。私はこの中にはないと思いますけれども。

○4番（上田俊孝君） 関連して聞きよる。

- 議長（永田義昭君） いやいや、今の。
- 4番（上田俊孝君） 答えなさいよ。それを。
- 議長（永田義昭君） 答えなさいて、私は。
- 4番（上田俊孝君） 答えなさいよ、それに対して。告訴告発したじゃないですか。
- 議長（永田義昭君） 取り下げる必要はなかですもん。私自身、間違っていないよ。間違っていないよ。
- 9番（米村 洋君） ちょっと待って。今の上田議員の質疑に対して請願の提案と外れていますから。
- 議長（永田義昭君） 私もそう思います。
- 副議長（上田健一君） 上田議員。
- 4番（上田俊孝君） はい、わかりました。
- 副議長（上田健一君） ほかに、ありませんか。笠原良一君。
- 10番（笠原良一君） ちょっと外れるかもしれんけどですね。安全協会の監事は、どこからあなたは。これは外れておりますね、ちょっと関連してずっとあるからするけど、どこから監事を仰せつかったわけですか。
- 議長（永田義昭君） ちょっと記憶にはありませんけれども、結構長い間、務めさせていただいたとっております。
- 10番（笠原良一君） あのね、あなたが監事をしているのは、議長の充て職でなっています。私がずっと何年かしてきました。この安全協会の監事のあれは、あなたが監事をされているのは、議長の充て職でなっておるのです。終わります。
- 副議長（上田健一君） 永田義昭君。
- 議長（永田義昭君） 今のは違うと思います。それは、私は結構長い間しています。
- 副議長（上田健一君） 笠原良一君。
- 10番（笠原良一君） 私は議長をして監事を6年か7年してきました。何年か氷川町になって。そして私が聞いたのは町長が会長ですよ。確か、安全協会か何かは。
- 議長（永田義昭君） ちょっと、違いますね。
- 10番（笠原良一君） それでなっとるわけですよ。
- 副議長（上田健一君） 永田義昭君。
- 議長（永田義昭君） ただいま、笠原議員の言われたこと、多分協会が、安管か何か違うほうだろうと思います。交通安全協会ではないと思います。町長が会長なら、何になっとですかね、ちょっと私そこは。
- 10番（笠原良一君） 監事です。
- 議長（永田義昭君） いや、監事だけ協会の名前は違うと思います。

○副議長（上田健一君） 笠原良一君。

○10番（笠原良一君） あなた、そういう立場にありながら「一番知っています」と発言しています。一番、交通安全のことには私が一番知っていますと、3月議会で言われて。次は、まだこの辺に残っとつともしとると。誰かが言うたけんで。あなた免許持っとるでしょ。免許持っとつとでしょ。

○議長（永田義昭君） はい。

○10番（笠原良一君） こら軽だろか、何だろかと思って前のナンバーば見れば、軽は黄です。普通車は白です。誰かわからんけん、どんどん乗った乗ったて、おかしいこつじゃなかですか。乗ってみれば、田中さんの軽はひとしばこまかです。今ののように、わあこらバンだろかていうふうな車じゃないです。そういうこと、あなたが一番知ってます。それを普通車で思ったて。恥じらいです。

終わります。

○副議長（上田健一君） 永田義昭君。

○議長（永田義昭君） 本当に、その時は気付きませんでした。そこは田中さんにもご迷惑掛けたと思っています。

○副議長（上田健一君） 長尾憲二郎君。

○3番（長尾憲二郎君） 私は今、関連しての話なんですが、永田議長は3月の議会の弁明で議事録が残っています。ちょっと主要な所を読みますが、「私は現在まで氷川地区交通安全協会の監査役18年ほど務めています、その間、交通安全協会から交通栄養緑十字賞銅賞や九州管区警察局長から交通安全功労賞をいただいております。交通ルールの中で飲酒運転が重い罰だということは、私が一番十分知っております。」と答弁しております。

また子ども議会に関しても、これはちょっと外しますが、そういう重要なことを私が一番知っていると言いながら、もう8月の5日には違反を起しておるわけですね。今、笠原議員が請願書を出された内容によっても、軽乗用車に運転手を含めた5人が乗用したということは、現実で事実であります。今、議員が言われるように、運転免許証を持っている人であれば誰でも判断ができるんじゃないでしょうか。捕まらなければよいと思っているような甘い気持ちがあったからこそ、そういう行動に出ているし、大きな間違いであります。話によれば、同乗するときタクシーが前後にいたという話ではありませんか。それであれば、タクシーを利用するのが普通ではないですか。

議員必携によれば、議長は議会を代表する立場で、中立公平で尊厳性を持たなければ、保たなければならないというふうに謳ってあります。そうした中で議長自ら、身の回りのことを、危機管理を十分に注意して、疑惑を持たれないように清廉

潔白でなければならぬのではないのでしょうか。そういう意味で、このような違反を4人とも認めております。判明した以上は、議長は道義的な責任を取るべきであり、議長職を辞任すべきだと私は断言します。

以上です。

○副議長（上田健一君） 永田義昭君。

○議長（永田義昭君） 私、先ほど、酒気帯び運転ちょっと出ましたけれども、私は絶対しておりません。それと、先ほどタクシーを拾うときに前後2台、近くにおられたということで、乗ってはいませんです。そこまではなかったと思いますけれども、その付近でちょっと声がかかったから、そのとき何気なく、そこは先ほども申しましたとおり弁解の余地はございませんので、そこは軽率な行動だと深く反省はいたしております。

○副議長（上田健一君） 長尾憲二郎君。

○3番（長尾憲二郎君） 反省するだけならば、言葉にもありますように誰でもできるのですが、それを実行する責任義務を実行していただきたいと。そして議会としての代表者である以上は、それなりに行政にも責任を感じなければいけないと思います。そういうことで、議長職を辞任していただきたいと思います。

以上です。

○副議長（上田健一君） 永田義昭君。

○議長（永田義昭君） 今後このようなことのないように、身を律していきたいと思えます。

○副議長（上田健一君） 質疑ありませんか。上田俊孝君。

○4番（上田俊孝君） 私たちからすれば変なこと言われても、それに対して質問しますよ。私は絶対に飲んでません、その前の日にも飲んでおるしですよ、あなた。関連して町民、どう考えておるですか。そういった人が、すぐその矢先でまた積載オーバーして。あなたが言うたから言うんですよ。そういう「してません」と言うから。

○副議長（上田健一君） 永田義昭君。

○議長（永田義昭君） 先ほど長尾議員から言われましたので、先ほどの答弁をただけであって、ちょっとあとは外れていますので。

○4番（上田俊孝君） 「してません」と言うから言うんですよ。

○議長（永田義昭君） 外れていると思いますが。

○4番（上田俊孝君） 私たちは、人を注意しておるんですから。

○副議長（上田健一君） 質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。

ここで永田義昭君には、改めて退場願います。

[永田義昭議員 退場]

○副議長（上田健一君） これから、紹介議員に対する質疑を行います。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論、ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（上田健一君） これで討論を終わります。

○副議長（上田健一君） 片山議員。

○8番（片山裕治君） 退席します。

[片山裕治議員 退場]

○副議長（上田健一君） これから、請願第9号、氷川町議会永田義昭議長の不信任に関する請願書を、起立により採決します。

請願第9号を採決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（上田健一君） 起立多数です。したがって、請願第9号、氷川町議会永田義昭議長の不信任に関する請願書は、採択することに決定しました。

永田義昭君の入場を認めます。清田議員、江寄議員、松田議員、片山議員の入場を認めます。

[永田義昭議員、清田一敏議員、江寄悟議員、松田達之議員、片山裕治議員 入場]

○副議長（上田健一君） 請願第9号、氷川町議会永田義昭議長の不信任に関する請願書は、起立多数で採決されましたことを報告します。

以上をもちまして、私、副議長は議長の職務を降ります。

○議長（永田義昭君） 請願第9号の審議のため退席しておりましたが、再び議長の職務に復帰いたします。

米村洋君。

○9番（米村 洋君） 永田義昭議長の不信任案の動議を提案します。

○議長（永田義昭君） ただいま米村洋君から氷川町議会永田義昭議長の不信任決議案の動議が提出されました。この動議は1人以上の賛成者がいますので、成立しました。

お諮りします。

この動議を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることにご異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定しました。

ただいまから議案作成のため、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時50分

再開 午後3時03分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

追加日程第4 発議第11号 氷川町議会永田義昭議長の不信任決議案について

○議長（永田義昭君） 追加日程第4、発議第11号、氷川町議会永田義昭議長の不信任決議案についてを議題とします。

私は当事者でありますので、地方自治法第117条の規定によって退場します。これより議長の職務を、地方自治法第106条の規定により副議長に行かせます。また、地方自治法第117条の但し書きの規定によって発言の許可を求めた上で退席します。

[永田義昭議員 退場]

○副議長（上田健一君） 議長が退場されましたので、地方自治法第106条の規定によって、議長の職務を私、副議長が行います。

ここで提出者の説明を求めます。米村洋君。

関連がありますから、また除斥をお願いします。清田一敏君、江寄悟君、松田達之君。

[清田一敏議員、江寄悟議員、松田達之議員 退場]

○副議長（上田健一君） はい、どうぞ。

○9番（米村 洋君） 発議第11号、平成28年12月5日、提出者、米村洋。氷川町議会永田義昭議長の不信任案決議を氷川町議会永田義昭殿に提出します。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条並びに会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

氷川町議会永田義昭議長の不信任決議案。本町議会は、氷川町議会議長永田義昭君を信任しない。

以上、決議する。

平成28年12月5日。

提案の理由は、全国的に地方議会議員の不祥事が続出している。議長及び議員がそれぞれに責任を取って辞職している。

議会の権威と名誉と信用を回復しなければならないと思い、再度、議長不信任案を提出することを決心しました。

8月5日、八代市内で議長を含め4名の議員が、これ「飲食」になっていますが「飲酒し」にちょっと訂正したいと思います。某運転手含め5名が軽乗用車に乗車し、八代市内から氷川町まで、道路交通法第57条の乗車又は積載の制限等の違反行為（罰則は6カ月以下の懲役または10万円以下の罰金となっている。）を行ったことにおいて、9月議会で、議長不信任案と議員辞職勧告決議案を提出しました。

その時に、同乗した江寄議員は、議会で、事実なのでと、素直に認め、謝罪したので、採決を見送っている。

議長は、議会での説明もなく、謝罪せず、「事実である」ということを、新聞記者に弁明している。

議長は、3月議会において、飲酒運転等々の疑惑について、議長不信任案を提出された時、議長は堂々とういうことを弁明している。「私の不信任案提出について、青天の霹靂であります。私は、現在まで、氷川地区交通安全協会の監査役を18年間ほど務めておりますが、その間、全日本交通安全協会から交通栄誉賞緑十字銅賞や、九州管区警察局長から交通安全功労賞を頂いている。」と、飲酒運転の疑惑を否定しています。

飲酒運転の疑惑については、事実確認ができず、解明ができなかったが、今度の「道路交通法の積載オーバー」については、議長も違反行為ということ認めているので、逃げることはできない。

議長は、長年、交通安全協会の監査役として、交通安全について指導する立場にある。

その指導方法は、違反をしても検挙されなかったら、違反行為を容認することではないかと思えます。

乗車するときに、運転手に対して「違反行為だから、乗車はできない」と議長として、交通安全の指導者として、きっぱりとなぜ言わなかったのか。なぜその姿勢を取らなかったのか。

交通安全協会の役員としての資質がない。また、交通安全協会の名誉のために、役員を辞退して、功労賞等々を返上すべきである。

また、3月議会で、不信任案が提出された時に、このようなことも言っている。「私は、氷川町議会議長として、強いリーダーシップを発揮し、議会の活性化と町

の発展のために、全身全霊を傾注し、頑張っていく所存であります。」と、宣言している。

このような、違反行為を助長するようなことを行っているのです。議長として、強いリーダーシップを発揮するどころか、資格、資質が問われ、議長、あなたが議会の権威・名誉・信用を失墜させた言動は、責任重大である。

議長はじめ4名の議員たちは、運転手に対して謝罪したのか。

私が委員長をしている議会運営委員会の2人の議員が、議長と一緒に同乗していた事実を知ったので、このような行政犯罪に加担した2人の委員の行為に対して、私としては無視はできないという判断から、委員長として責任を取るべきと思い、断腸の思いで委員長を辞任したのである。

私が議会運営委員会の委員長の職責を辞すということが、議長には理解できますか。一番大事なポストを捨てるのですから。

議長もこの際、議会が混迷・対立しないためにも、氷川町議会を結束させる道筋をつけて、勇気ある辞職をするということが重要ではないですか。

よって、議長不信任決議案を提出いたします。

○副議長（上田健一君） 説明が終わりました。

ただいま除斥されています永田義昭君から、地方自治法第117条の但し書きの規定によって、会議に出席して発言したいとの申し出があります。

お諮りします。

この申し出に同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（上田健一君） 異議なしと認めます。

したがって、永田義昭君の申し出に同意することに決定しました。

永田義昭君の入場を許します。

[永田義昭議員 入場]

○副議長（上田健一君） 永田義昭君の発言を許します。

○議長（永田義昭君） 意見陳述の場を設けていただき、ありがとうございます。

先ほどと同じような文章が重なりますけれども、よろしく願いいたします。

定員オーバーの件では、9月定例会でいきなり不信任案が出ましたので、その当日の状況がすぐには思い出せませんでしたので、議場での意見陳述はできませんでした。すぐに謝っていればよかったと反省しています。あとで思い出した状況では、店で飲んで快い気分です店から出て、松田議員と清田議員と一緒にタクシーを待っていたところ、「こっちの車に乗らんですか」と言われたので、その時は何も考えずに乗車したと思います。そのときは、本当に何も気づきませんでした。車に乗

せてもらったのは事実であり、弁解の余地はございません。軽率な行動で深く反省しています。不注意から田中さんには大変ご迷惑をお掛けしましたことを、心から深くお詫びを申し上げたいと思います。私も議長として、町民の皆さんのために精一杯努めてきました。今後も全身全霊、傾注して頑張っていきますので、よろしくお願いたします。

○副議長（上田健一君） 質疑はありませんか。笠原良一君。

○10番（笠原良一君） 議長。今日、開会ですね、10時から開会してずっとあなたの議題ばかりですよ。ここ3人は、あなたのために退場しております。議会を正常化するつもりはないのですか。自分のことばかり。そんなに議長をしたいしたいと、ずっと聞いております。こうやってまで、議長をしたいのですか。正常化して、この議会は10月の議会で終わります。正常化して、「ああ、よかった」というような議会をつくってもらえないですか。

○副議長（上田健一君） 永田義昭君。

○議長（永田義昭君） 私としては、辞める必要はないと思っています。

○副議長（上田健一君） 笠原良一君。

○10番（笠原良一君） 議長。あなたのリーダーシップ、リーダーシップは耳にタコのように聞きました。副議長が議長になっておられますが、3年前から、あなたはリーダーシップがないといって7人のグループから7箇条を突き付けて辞めてくれと。リーダーシップを取ってくれというようなことも、あなたに突き付けております。これは、記録に残っております。あなたがリーダーシップがないために、去年の12月議会、3月議会、6月議会、9月議会、またこの12月議会、5回の議会。町の発展のため、復旧復興、そのために町と一緒に頑張りていかなんのに、あなたの時間のために今日もずっとあなたのリーダーシップのないために空回りばかりしています。そんなに議長職に突っ込まなんでしょうか。皆さん言いました。聞きました。辞めたくない。何ですか。そのたびにリーダーシップ取っていくと。リーダーシップは、もう聞き飽きました。辞めてください。

○副議長（上田健一君） 永田義昭君。

○議長（永田義昭君） それぞれの考え方がありますので、それぞれ考えが違うと思いますので。

○副議長（上田健一君） 三浦賢治君。

○6番（三浦賢治君） 議長ですね、はっきり言いまして、もうこれだけ辞職勧告、不信任案、そして請願、また請願出てですよ、何も議長は今辞めるつもりはないと言われましたけれども、やっぱり平常化にもっていくためには議長が自ずから進退をはっきりさせて、そして復旧復興に皆さん苦しんでおられる中にはっきりしていた

だいて、辞していただきたいというふうに思います。皆さん、やっぱり聞けば、本当に議長のリーダーシップのなさというのは皆さんほとんどじゃないですか。議長だけが知らないんじゃないですか。そこら辺のところを、やっぱり町民の意見ということもよく考えて行動を取って、そして先ほども言いましたけれども、新しい体制でこの氷川町議会が笑われないような議会に、私はしていただきたいと思いません。私も話を聞きますけれども、この氷川町議会するときには皆さんがパソコンの前に、役所の人パソコンの前において、この言動を見ておられます。「何ですか、氷川町は」って言われます。そう言われないためにも、議長が議長をしたいのはわかりますけど、そのところはやっぱり自分の判断で、私は辞していただきたいというふうに思います。

以上です。

○副議長（上田健一君） 永田義昭君。

○議長（永田義昭君） 皆さん方、それぞれの考え方ですので。私はそう思います。

○副議長（上田健一君） ほかに、ありませんか。笠原良一君。

○10番（笠原良一君） 今、提出者がこう書いています。「私が委員長をしている議会運営委員会の2人の委員が、議長と一緒に同乗していた事実を知ったので、このような行政犯罪に加担した2人の委員の行為に対して、私としては無視はできないという判断から、委員長として責任を取るべき思い、断腸の思いで委員長を辞任したのである。私が議会運営委員会の委員長の職を辞するということが、議長には理解できますか。一番大事なポストを捨てたのですよ。」あなたの諮問機関ですね、議運は。米村委員長は、一番大事なポストを捨てたわけです、断腸の思いで。あなたも断腸の思いで捨てたらどうですか。

○副議長（上田健一君） 永田義昭君。

○議長（永田義昭君） 私の軽率な行動で、委員長には大変迷惑を掛けたことは深く反省いたします。今後このようなことがないように、身を律していきたいと思えます。

○10番（笠原良一君） 何回聞くか、その言葉は。

○議長（永田義昭君） はい、同じ内容です。

○副議長（上田健一君） 質疑ありませんか。上田俊孝君。

○4番（上田俊孝君） もう、ただあきれるばかりですね。今回、4人積載オーバー。田中さんは議員やった、3期やった元議員ですよ。来年の選挙、出られるかもしれんですよ。その人に対して、あなたの行動で非常に迷惑を掛ける。そして、どうなるかわかりませんが、罰金等のこともあり得るかもしれません。あなたたちも4人、どうなるかわかりませんが、これは。その中、今一町民、田中さんにも迷惑

掛けておるじゃないですか、あなたは。田中さんに。町民に迷惑掛けておるんですよ、現在。そしてまた強いリーダーシップと、何ですか。我々4人、議員を告訴告発。これでまとまるはずないでしょ、この議会。あなたが議長してる限り。これ、関連で言うのとですよ。あなたはそれに対して、告訴告発取り下げる気はないんですか。強いリーダーシップを欠いているじゃないですか。あなたは・・・。

- 議長（永田義昭君） 意味の違うでしょ、それは。
- 4番（上田俊孝君） おかしいでしょ。
- 議長（永田義昭君） そこは、ここでするあれじゃないと思います。
- 4番（上田俊孝君） いや、あなたは強いリーダーシップで書いてあるから言うんですよ。
- 議長（永田義昭君） それはちょっと違いますよ。
- 4番（上田俊孝君） おかしいでしょ。あなたは。
- 議長（永田義昭君） あなたがおかしいんじゃないですか。
- 4番（上田俊孝君） いいですか、町民に迷惑掛けておるんですよ、あなたは。田中さんという町民に、今回。それに対してどう思われますか。答弁してください。
- 副議長（上田健一君） 永田義昭君。
- 議長（永田義昭君） 私も先ほど言いましたとおり、そのとき何も気づきませんでした。不祥事から田中さんには迷惑かけたことは、間違いございません。そこはお詫びいたしたいと思いますが、その点、田中さんのほうは先ほど、ちょっと文言的には最初のときの不信任案で出たかと思いますが、田中さんは乗せられた責任上あるかもしれません。私どもも乗った責任あります。そのとき自体は本当に私も気付かなかったということは、本当に弁明の余地はありません。そこは本当に、深く反省をいたしております。
- 副議長（上田健一君） 質疑はありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]
- 副議長（上田健一君） なければ、ここで永田義昭君には改めて退場を求めます。
[永田義昭議員 退場]
- 副議長（上田健一君） これから提出者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]
- 副議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]
- 副議長（上田健一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○8番（片山裕治君） 議長、退席をお願いします。

○副議長（上田健一君） 片山議員、はい。

[片山裕治議員 退場]

○副議長（上田健一君） 討論、はいどうぞ。米村議員。

○9番（米村 洋君） この私が議会運営委員会の委員長を辞任したことにおいては、今この提案理由で述べたようなものですが、そのときに非常に憤りを感じたのは、私に議長が「もったいないから辞めないでほしい」と。もったいないと。もったいないから、辞めることはおかしいと。この「もったいない」という言葉はどういう言葉かと、私はよく理解できないわけです。だから、自分自身が議長としてもったいないから辞めないのか。だから、そうじゃない。今現在、議会の1つのもうこういう、今日も朝の9時からやとるんです。9時から。結局、議会運営委員会の説明責任が9時から行われていて、本会議を10時からやって、延々と今これ3時近くまでやっておるわけです。これは議長不信任案、請願等々含めてこれだけ、合併して10年余り経つんですが、これだけ議長不信任案を出されて及び議長辞職勧告決議をうたれて、これだけの反省もない。自分自身がこれで議会の引っ張っていく、結束していくということは、絶対議会はできません。

だから副議長、1つ私からも提案いたしますけど、1回無記名で不信任か信任するかをやっていただいて、無記名で。議長に1回、過半数が不信任ということに賛同すれば、職を辞するか、1回副議長が私どもの1つの提案者としての代弁者として、ちょっとその辺のところを意見していただきたいと思って。よって私としては議長はきっぱり清く今勇気ある撤退をされることを、私は一番大事だと思います。

よって、この議長の不信任案について賛成討論をいたしたいと思います。

○副議長（上田健一君） 上田俊孝議員。

○4番（上田俊孝君） 賛成討論の中で、もうこれだけ議会が混乱しています。執行部の人にも迷惑掛けておるですね。関連して言いますけど、さっき米村議員の言われたように、副議長のほうからも出してもらわんと、もう収拾つきませんよ、永遠に。彼はどんなに来年の10月までするて、この状態ですよ、ずっと。何のための議会ですか。町民の幸せのための議会ですよ。これが全然何も議論できんじゃないですか、あの人の1人のおかげで。「やります、頑張ります。」それはちょっと異常すぎるですよ、今回の今の状態は。ですから、なるだけ永田議長には辞めてもらって、副議長のほうからもそういう提案をお願いします。

以上です。

○副議長（上田健一君） 米村議員。

○9番（米村 洋君） 先ほどの提案理由を読んだ中で、河口議員からちょっと指摘が

あったんですが。ちょっと訂正していただきたいんですが、「事実確認ができず解明できなかったが、今度の道路交通法の積載オーバーについては」ということ、この積載オーバーということの前に「乗車、または」ということで、ちょっと入れていただきたいと思うのですが、いいでしょうか。議事録の中に、「乗車、または積載オーバー」。

○副議長（上田健一君） この前に、乗車または。

○9番（米村 洋君） 制限等々の違反行為ですね。ということ、ちょっと入れていただきたいと思えますけれど。

○副議長（上田健一君） その訂正を事務局でします。

これから発議第11号、氷川町議会永田義昭議長の不信任決議案を起立により採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○副議長（上田健一君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。

永田義昭君及び清田一敏君、江寄悟君、松田達之君、片山裕治君の入場を認めます。

[永田義昭議員、清田一敏議員、江寄悟議員、松田達之議員、片山裕治議員 入場]

○4番（上田俊孝君） 上田副議長、あのですたい、こういう状態が続いておるじゃないですか。そしたらさっき米村議員が言われたとおり、もう收拾がつかんですよ、この状態。ずっと延々と続きますよね。だから副議長として、收拾を図ってくださいよ。もうこういう状態は執行部の人たちに申し訳ないですよ。

○副議長（上田健一君） 発議第11号、氷川町議会永田義昭議長の不信任決議案は、起立多数で可決されたことを報告します。

以上をもちまして、私、副議長は議長の職務をおります。

○議長（永田義昭君） 発議第11号の審議のため退席しておりましたが、再び議長の職務に復帰します。米村議員。

○9番（米村 洋君） 議長、休憩をお願いします。

○議長（永田義昭君） 休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時36分

再開 午後3時47分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

上田俊孝君。

○4番（上田俊孝君） 議長、動議。

○議長（永田義昭君） ただいま上田俊孝君から、道路交通法違反に伴う事実確認を求める特別調査委員会の設置に関する決議についての動議が提出されました。この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

お諮りします。

この動議を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、この動議を日程に追加し追加日程第5として議題とすることに決定しました。

ただいまから議案作成のため、しばらく休憩します。15分間、休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時51分

再開 午後4時07分

-----○-----

追加日程第5 発議第12号 道路交通法違反に伴う事実確認を求める特別調査委員会の設置に関する決議について

○議長（永田義昭君） 追加日程第5、発議第12号、道路交通法違反に伴う事実確認を求める特別調査委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

提案者の説明をお願いいたします。上田俊孝君。

○4番（上田俊孝君） 発議第12号、平成28年12月5日。

○9番（米村 洋君） 上田議員、ちょっと待って。除斥ば。

○議長（永田義昭君） 私は当事者でありますので、地方自治法第。

○5番（江寄 悟君） 議長、発言を求めます。

○議長（永田義昭君） はい、江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 関係議員として、今配られた上田俊孝議員の提案の目的の中に、このように書いてあるんですよ。「永田、江寄、松田、清田4名と運転手を含め計5名が八代市で飲酒をし」と書いてあるんですよ。私はこの運転手の方は、1滴も飲んでおられません。ですから、この書き方でいくと運転手の方も飲酒をしているように書いてありますので、ここの文書訂正をしてから除斥したいと思いますが、そのところ提案者の方にちょっと確認をしていただきたいんです。この方は1滴も飲んでおりません。ですので、この目的のところのまま特別委員会が設置さ

れると運転手の人に非常に申し訳ないので、ここの確認だけを上田議員のほうに確認をしていただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（永田義昭君） 米村洋君。

○9番（米村 洋君） 今、江寄議員からそういう提案がありましたが、飲んだか飲まないか、それは特別委員会を設置して参考人として呼んだときにちゃんと説明していただければいいと思います。

○議長（永田義昭君） 江寄議員、それでいいですか。江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 飲んだか飲まないかを特別調査委員会で、なぜ確認しなければいけないんですか。これは運転手の方、これは今、米村議員が言われましたけれども、米村議員とは非常に仲の良い方でして、この方は朝から新聞配達をされますので夜は1滴もお酒を飲まれません。ですので、この書き方で特別調査委員会を設置するということになれば、議会として非常にこの方に申し訳ないと私は思うんです。ですから、「4名は確かに飲酒しておりますが、5名乗ったのは4名が飲酒して運転手を含め5名で」というふうな書き方に訂正していただければなと思いますけれども、発案者の方にちょっとそのご意見をお伺いいたします。

○議長（永田義昭君） 上田俊孝君。

○4番（上田俊孝君） さっき江寄議員の言われたとおり、訂正をいたします。

○9番（米村 洋君） それちょっと待って。特別委員会の設置についてだね。

○5番（江寄 悟君） 発議者の方がいいと言っているから、いいじゃないですか。

○9番（米村 洋君） 利害関係する議員が発言してはならん。それは暫時休憩をもって、江寄議員、例えば上田議員にそういう要望なり・・・してください。

○5番（江寄 悟君） 議長いいですよ。もう、話聞きましたから。除斥させていただきますよ。

○9番（米村 洋君） 修正するんですか。

○4番（上田俊孝君） この文書の解釈が、私は2通り取れるかなというところもあつとですよね、これは。「4名と運転手を含め5名が八代市で飲酒をし」だから、5名飲酒をしとる意味でもないわけですね、実際は。取り方は。

○6番（三浦賢治君） 議長、これ5名で書いてありますので。

○9番（米村 洋君） だから、今、動議ちょっと待って。暫時休憩ちょっとお願いします。

○議長（永田義昭君） はい、休憩。

-----○-----

休憩 午後4時13分

再開 午後4時14分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

私は当事者でありますので、地方自治法第117条の規定によって退場いたします。

これより議長の職務を地方自治法第106条の規定により、副議長に行わせま

す。

○9番（米村 洋君） 議長、どういうふうに変更するんですか。

○議長（永田義昭君） これより江寄議員、清田議員、松田議員除斥いたしますので。

○9番（米村 洋君） そうでなくて、その修正。今、どういうふうにするんですか。

例えば、これ4名、5名でなっていますから、運転手を除いて4名という飲酒という

ことに。

○1番（河口涼一君） それは提出者が、ここをこう変えてくれと言えれば済むあれでし

よ。

○9番（米村 洋君） 例えば修正はどういう基準ですか、ということですよ。

○1番（河口涼一君） 事務局でどう変えますという話じゃないですよ。

○10番（笠原良一君） 聞いたことは発表せなんて。なんば聞いとつとな、あんた。

○議長（永田義昭君） 先ほどの件につきまして、提出議員から訂正の申し出がございました。文言の中で、「4人の飲酒と運転手を含め計5名が」ということで、よろ

ざいませうでしょうか。今、提案者のとおり。

私は当事者でありますので、地方自治法第117条の規定によって退場します。

これより議長の職務を地方自治法第106条の規定により副議長に行かせます。

[永田義昭議員 退場]

○副議長（上田健一君） 議長が退場されましたので、地方自治法第106条の規定に

よって、議長の職務を、私、副議長が行います。

清田一敏君、江寄悟君、松田達之君の除斥をお願いします。

[清田一敏議員、江寄悟議員、松田達之議員 退場]

○副議長（上田健一君） ここで提出者の説明を求めます。上田俊孝君。

○4番（上田俊孝君） 発議第12号、平成28年12月5日、氷川町議会議長永田義

昭殿。提出者、氷川町議会議員 上田俊孝。賛成者、氷川町議会議員 米村洋。

道路交通法違反に伴う事実確認を求める特別調査委員会の設置に関する決議。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条並びに会議規則第14条第1

項及び第2項の規定により提出します。

道路交通法違反に伴う事実確認を求める特別調査委員会の設置に関する決議。

本町議会に下記のとおり特別委員会を設置するものとする。

記

1、名称。道路交通法違反に伴う事実確認を求める特別調査委員会。

2、設置の根拠。氷川町議会議会委員会条例第6条。

3、目的。平成28年8月5日、氷川町宮原の桜屋の勉強会終了後、永田義昭議員、江寄悟議員、松田達之議員、清田一敏議員の4名飲酒をし、この運転手は先ほど出ました、運転手を含め計5名が、八代市で飲酒をし、八代市から氷川町まで、道路交通法違反の定員オーバーで乗車している。

道路交通法第57条（乗車又は積載制限等）の違反の罰則は、6カ月以下の懲役、又は10万円以下の罰金となっている。

この違反行為のために議会が紛糾し、行政の実務遂行に弊害が出ることを懸念し、事実を解明するため。

4、期間。調査が終了するまで。

この中で、ちょっと目的が2通り取られることに対して、お詫びを申し上げます。

以上です。

○副議長（上田健一君） これから提出者に対する質疑を行います。何か、質疑ありませんか。河口涼一議員。

○1番（河口涼一君） ただいま、特別調査委員会を設置するという事で提案理由の説明がありました。今日午前中から上申書とか出まして、誰が運転をして誰々が乗車をされたということで、それぞれお認めになっておられます。目的の中で、「さらに事実を解明するため」とありますが、これ以上何の事実を解明するんですか。もうはっきりしているじゃないですか。乗ったよ、乗せたよというのがですね。何の事実がありますか、これ。何が考えられますか。

○副議長（上田健一君） 上田俊孝君。

○4番（上田俊孝君） 河口議員、あんたね、さっき言うたじゃないですか。最初から田中さんがいた。ある人は呼んだというところの。今、不明があるじゃないですか。ですから、させてもらいます。

以上です。

○副議長（上田健一君） 米村洋君。

○9番（米村洋君） 例えばこういう特別委員会の設置に対する決議を出したときに、例えば今、江寄議員が修正をせろということにおいて、これは本人は利害関係者だからその権限は何もないわけだ。だから、そういうときには君はそういう事をはっきり述べて、修正をするかしないかは君の判断で、君が自信を持って出したことにおいては、そういう発言を許しちゃならん。それと今、河口議員が言ったよう

に、例えばはっきりしとるじゃないかと。はっきりしとるから、なおさら例えば永田議長に対しても君がやろうとしているのは、例えば永田議長が天の声が聞こえたのか。乗りなっせとか、天の声、誰が言ったのか、それも不透明である。それと松田議員も俺は言っていないと。そして千丁で気付いたと。こういう数々の疑問点があるわけ。だからこの特別委員会を設置しなきゃならないことにおいて、結局、必要だということじゃないの。違う。

○副議長（上田健一君） 上田俊孝君。

○4番（上田俊孝君） はい、米村議員のおっしゃるとおりです。

○副議長（上田健一君） ほかに、質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入りますが、討論ありませんか。河口涼一君。

○1番（河口涼一君） 私は反対の立場で討論に参加をいたしますが。

先ほども申し上げましたが、もう運転者も私が運転をしたと。同乗された方も、私たちが同乗したと。で、反省していますということで、今日、反省の弁を幾度となく述べられたと思います。これから先、何を追及されたいのかよくわかりませんが、刑事罰を問いたいんだったら警察に告発したらいいじゃないですか。今回は第三者ですから、告訴じゃなくて告発だということですが。道路交通法に違反しているんじゃないですかということで告発すれば、あとは支局のほうで職員委ねて、これは議会でわざわざ委員会をつくって調査追及することに意味があるのかなというふうに、私は思います。これは私の意見ですが、調査追求権の乱用じゃないかというふうに。いたずらに議会を混乱させるだけの話であって、今さらこれを設置して何を出してその先どうしたいのかということになると、非常に不可解な話だと思います。氷川署に告発したらいいじゃないですか。

以上、終わります。

○副議長（上田健一君） ほかに、ありませんか。長尾憲二郎君。

○3番（長尾憲二郎君） 私は賛成討論の立場で。

今、河口議員が警察に告発すればいいじゃないかというようなことを言われましたが、河口議員はいろいろ御子息が弁護士をされているから法律には詳しいかと思いますが、私どもも警察のほうにここに謳ってある第五十何条のうんぬんについては、警察はどういうふうに解釈しておるんですかというふうに確認に行きました。その際に警察から言われたのは、運転手がどうぞ乗ってくださいと、違反してもいいから乗ってくださいと言ったのか、あるいは強制的にここでは「まあ、よかよか。乗れ乗れ」と強制的に乗って、私は止めきらんだったという強要になるの

か。あるいはほう助なるのか。これによって、乗った人たちも運転手も大きく罰が違ってきますと聞いてきました。そういう意味では、ここははっきりさせなければ、運転手だけに罰がいきます。そういう意味では、全員がどのようにしてどういう状態で、どういう発言をして、どういう形で乗ったのか。ここを弁明する必要があるかと思えます。

そういうことで、私はこの調査委員会の設置に賛成いたします。

以上です。

○副議長（上田健一君） ほかにありませんか。三浦賢治君。

○6番（三浦賢治君） 私は賛成の立場で言わせていただきますけれども。

先ほど来、松田議員も千丁で軽乗用車だとわかったとか、乗れ乗れては言うたらんというようなことの話がされましたけれども、先ほども控室のほうで「俺、そういう言った記憶はない」というような話もございましたので、これは真実を調べる必要があるというふうに、曖昧な点が皆さんあるようでございます。それで、私は特別委員会を設置していただき、追及したいというふうに思います。

賛成討論とします。

○副議長（上田健一君） ほかにありませんか。米村洋君。

○9番（米村 洋君） 何でこの特別委員会を設置するかというと、非常に不透明。例えば上申書が出ている。乗れ乗れと聞いたと。松田議員とは指定はしてない。松田議員たちがということを行っている。そうしたら、松田議員俺は千丁で気付いたとか、じゃあ議長は乗んなっせ、乗んなっせて。誰が言ったのかははっきりしない。はっきりしなくて、何で乗ったか。例えば、今河口議員が言ったように、じゃあ告発すればいいじゃないかと。告発なんて、誰をするんですか。運転手をやるんですか。例えば、今長尾議員が言ったように、強要とかほう助とかいろんな問題が出るわけですよ。だから運転手1人に責任を取らせるのか。だからその辺のところ、特別調査委員会ではっきりしたこの上申書もですね、結局ちょっと行き過ぎたことで上申書を出しているのか。その辺のところもしっかり調査をしなきゃならないということで、私は賛成に出しておるわけですよ。だから、そういう議員を告発とか告訴とか、そういう問題というのは別の問題であるですよ。その辺のところ、この特別委員会の調査委員会の乱用でも何にもないですよ。もうちょっと、違反した人たちが議員ですよ。議員が不透明で乗って、どういうこと知らなかったとか、俺は言っとらんとか、天の声が聞こえたのか、乗れ乗れてどこから、誰が言ったのか。そういうことを調査せんと、どうしますかね。

よって、賛成討論で終わりたいと思います。

○副議長（上田健一君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（上田健一君） なければ、これで討論を終わります。

これから、発議第12号、道路交通法違反に伴う事実確認を求める特別調査委員会の設置に関する決議案を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（上田健一君） 起立多数です。したがって、法案は原案のとおり決定しました。

○9番（米村 洋君） いや、ちょっと待って。特別委員の選任を議会で承認していただきたいと思いますが。

○副議長（上田健一君） ここでですか。

○9番（米村 洋君） 議会で承認していただいて。

○副議長（上田健一君） ここで決めるわけ。

○9番（米村 洋君） 暫時休憩していただいて、委員を決めたいと思います。

○副議長（上田健一君） ここで休憩に入りまして、特別委員会の委員を決めますので。休憩します。

-----○-----

休憩 午後4時34分

再開 午後4時38分

-----○-----

○副議長（上田健一君） これより会議を開きます。ただいまの、特別調査委員の名前を発表しますので。

長尾憲二郎君、上田俊孝君、三浦賢治君、片山裕治君、米村洋君、笠原良一君、そして私7名ということで、よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○副議長（上田健一君） あとの委員長とかそういうのは、どうしますかね。あとで委員会をして、今日明日じゃなくても。今日でもなくても、委員長はいいんですよ。

役員については後日集まったときに決定したいと思いますので、よろしくお願ひします。

永田義昭君の入場を認めます。清田一敏君、江寄悟君、松田達之君の入場を許します。

[永田義昭議員、清田一敏議員、江寄悟議員、松田達之議員 入場]

○副議長（上田健一君） 発議第12号、道路交通法違反に伴う事実確認を求める特別調査委員会の設置に関する決議は、起立多数で可決されたことを報告します。

以上をもちまして、私、副議長は議長の職務を降ります。

○議長（永田義昭君） 発議第12号の審議のため退席しておりましたが、再び議長の職に復帰します。

先ほど途中で議運を開きましたが、会期日程のことで話し合いましたが、一般質問は明日、議案説明のあと行いますのでよろしく願いいたします。

米村洋君。

○9番（米村 洋君） 議長、今日はこれ一般質問の会期日程ですよ、一般質問の。議長、よく聞いてってくださいよ。あなたの不信任案、数々出されてですよ、今日は1日間潰れましたよ。今まで議会史上の中で初めてですよ、こういうことは。だから今後においても、きちっとした議会運営をお願いしたいと思います。いいですか、議長。

○議長（永田義昭君） これで散会します。

-----○-----

散会 午後4時44分